



325
501



始



325

501

軍 世 救

義 釋 制 軍



營々本日軍世救

325-501



救世軍

軍制釋義



救世軍日本各營



本書は特に小隊候補生、候補生志願者並に士官學校在學中の候補生に使用せしむる爲に發行せられたるものなり。

軍 務 科 長



陸軍省印刷局



目次

第一章 救世軍	一頁	第十七章 戦場士官の困難	六一
第一章 大將	六	第十八章 戦場士官と其の小隊	六六
第三章 参謀總長	一三	第十九章 戦場士官と其の中隊長	六九
第四章 萬國本營	一四	第二十章 戦場士官と其の手當	七〇
第五章 外務部と外國傳道	一八	第二十一章 小隊長と其の副官	七三
第九章 財務部	二二	第二十二章 階級及び稱號	七七
第七章 監査人	二五	第二十三章 士官の安全	七九
第八章 決算報告	二六	第二十四章 少年軍	八二
第九章 信託銀行	二七	第二十五章 小隊候補生團	九三
第十章 財産(土地建物)	二九	第二十六章 候補生志願者	一〇一
第十一章 通信(郵便及び電信)	三六	第二十七章 小區	一〇三
第十二章 販賣及び出版	三九	第二十八章 下士官	一〇六
第十三章 書籍、新聞、雜誌	四三	第二十九章 樂隊及び唱歌隊	一〇
第十四章 内國本營	五二	第三十章 士官會	一四
第十五章 中隊長	五六	第三十一章 小隊の集會	一七
第十六章 戦場士官	五八	第三十二章 小隊の財政	一九
		第三十三章 屯田小隊、分隊、及び支隊	二三
		第三十四章 慈善救濟事業	二六
		第三十五章 士官養成	三六

救世軍々制釋義

第一章 救世軍

一、救世軍とは何か

救世軍とは全人類をして神に従はしめ、又基督が彼等の爲に備へ給ひたる救を受くる者とならしめん爲めに、聖き愛と親交とを以て一つに結ばれたる男女の一軍なり。

二、何故「軍隊」と稱へらるるか

世界に現存せる大軍隊と同じ形式を以て、組織統率せらるゝを以てなり、但し其目的が人々を殺戮する爲めに非ず、基督耶穌に顯はれたる救の眞理を知らしむるにあるの相違あり。

三、救世軍は何時生れ出てたるや

救世軍は牧師ウイリアム、ブリス氏により、西紀千八百六十五年(慶應元年)英國倫敦に於て開始せられ最初は「基督教傳道會」と稱せられたり。

四、大將は如何に其事業を創められしか

救世軍

彼は福音の宣傳者として、東倫敦に幾回かの集會を営み居る際、其周圍に如何なる宗教團體にも見放されたる大多數人民の群がるを見、彼等に對してやむにやまれぬ熱愛を有するに至りし也。當時市民の大多數は毫も教會又は會堂に寄つかず、怠惰に、營利に、放埒に、飲酒に、罪の中に安息日を送り。悪魔は彼等の生活の中に全勝を占め居たりし也。而して大將が此見棄てられて、滅びに行くの外なき群衆を見たる時、彼の心には直ちに「彼等は果して救ふ可らざる無縁の衆生なりや」との問題を生ずるに至り、尙又充分彼等に眞理を感得せしむべき、何等かの方法なかる可らざることを思ひて。此等の喪はれたる人々を神に連れ歸るべき方法を發見し、又適用する爲めに、己が一身を獻げんと志を決するに至り。是に於て此決心が實行に現はされ、且萬難を排して突き進められたる結果、救世軍の編成を見るに至りしものなり。

五、事業は直ちに發展したるか

然り、着手早々、多數の邪惡、又悲惨なる人々は更生の恵を實驗せり、而して彼等は間もなく他の土地に移りて、神が彼等の爲に何を爲し給ひしかを語り始め、其結果總て倫敦の各地に於て、幾多の集會を営まるに至り、斯くして改心者は其れと集

りて一隊を爲し、會館をも手に入るに至りしかば、大將は到底單獨にて全事業を經營し行くこと能はざるを知り、神々しき男女の働き人を使用することとせり。其間に火の手は倫敦以外の各地に燃え擴がり、次第に進んで今や殆ど全世界を掩ふに至りし也。

六、「基督教傳道會」は如何にして「救世軍」となりしか

「基督教傳道會」の名を廢して「救世軍」と稱するに至りしは、創業後約十二年の頃なり。是より前、大將は委員組織の政治が、専心其發展を希へる進撃的の事業に對して極めて不適當なるを感せらるゝこと久しかりしが、其同勞者も亦漸く其麾下に働らくの優れることを認めて快よく此に同意したる結果。名義はともあれ、事實に於ては彼等の大將として仰がるゝに至り、總て軍隊組織を採用するに至ると共に亦其稱號を改めて「救世軍」と名くることに決定せられし也。

七、救世軍の政體に伴ふ利益ありや

然り、多くの利益あり、今其重なるものを擧ぐれば、
 (イ) 簡單明瞭なる事 即ち何人にも了解せらる。

(ロ)有力なる事、一箇の力量ある指導者によりて指揮せらるゝことは、之に由らざれば、見るに能はざる行動の敏活と、有効を齎らすものなり。

(ハ)一致と調和とを保證する事、常に弱味と分裂とを生ずる所の議論を一掃することによりて。

(ニ)各人に機會を與ふる事、救世軍にありては、如何なる階級の軍人も其善良有力にして神の奉事に於て力と有用とを伴ふ所の重要な地位に上る資格ある者には其機會を與へられてある也。

八、斯の如き軍隊組織を採用するに就ては、何等か聖書的の權威を有するや

然り。此組織は聖書に示されたる神自ら人を指導し給ふ所の御計畫に則りたるものといふべし。例へば

(イ)此は父を首領とし、其命令を法律とせる、家庭の政治と相似たり、而して此組織は常に神自ら之を造り給へるのみならず、特に其御言葉を以て此に裏書きし給へる所のものなり。曰く「汝の父母を敬へ、約束を加へられたる戒めは此を以て始す。」と

(ロ)此は神が各時代を通じて、イスラエルを統御し給ひたる御計畫と相似たり。モーセは其時代に於ける神の軍隊の大將なりき。其後ダビデもソロモンも、大同小異の方法を以て其民を治めたるなり、其他初代教會の政治も亦、殆ど此と變らざる方法を以て經營せられ、而してパウロは、名義上は兎もあれ、事實上當時の救世軍大將として、今日救世軍の總督が有するど、甚だ相似たる權威を用ゐ、其建設したる教會若くは其支部を指揮したるものと認むることを得べし。

九、救世軍に於ては、他の宗教團體に於けるだけの自由なきに非るか如何
救世軍には、人をして善良ならしめ、且之をして善を行ひ、周囲の同胞を祝福し、神の榮を顯はさしむる爲めに必要なる總ての自由あり。

十、救世軍の事業は下層社會にのみ限られたりや

否、然らず、救世軍の事業は有ゆる階級の人々の更生を目的として立つもの也。

十一、救世軍は下層に於ける如く、其以上の階級の間にも成功せりや

然り、多くの富裕にして、教育ある人々が、救世軍に由て更生の恵を得、而して其或者は入隊して救世軍人となり、又或者は依然救世軍に對する興味と深き尊敬とを續

けつ、それらの教會に屬する者あり、其他現に牧師、宣教師、聖書學者等の立場にありて、諸種の宗教團體に働らく者の中、救世軍てふ機關を通じて基督に導びかれたる者、百を以て數ふべく、更に世界を通じて教會の名簿に、會員として其名を録せられたる者の中、嘗て救世軍の悔改の座に於て救を受けたる者、千を以て數ふるほごあり。

十二、救世軍は社會の貧民弱者を助くることに於て、特に見るべきの成功を收めたり

然り、救世軍が其最大の勝利を收め得たるは、此方面にあり。千萬の群衆は救世軍の宣傳する慈愛の福音に耳を傾け、無数の人民は其事業を通して救の恵を發見せり。彼等の中多く既に天國の彼岸に安着したる者あり、其他の多數は現に我等が軍旗の下か又は他の基督教團體にありて、信仰の善き戦を戦ひつゝあるなり。

第二章 大 將

一、大將は全救世軍を統率するか

然り。

二、其統帥の範圍には何々を含むや

大將の統帥の範圍には、次の諸件を含む。

- (イ) 全世界を通じて、救世軍の營む各方面の事業全部を指揮する事。
- (ロ) 新しき國に開戦するに就ても、又既に其事業を營む國々にて、新しき種類の事業に着手するに就ても、凡て救世軍事業の發展を命令若くは承認する事。
- (ハ) 各軍國に於ける司令官其他重なる士官の辭令を發する事。
- (ニ) 總ての士官の叙任、昇進及び辭令は悉く大將の權威を以て行はる、而して大校以上の階級にある士官の叙任、昇進及び辭令は大將により、若くは其承認を経るに非ざれば、行ふ可らざるものとす。
- (ホ) 少佐以上の士官の辭職を聽許若くは却下するの權。
- (ヘ) 不正の行爲ありたる士官の免職。
- (ト) 救世軍の爲めに使用する目的を以て、其財産の全部即ち彼自身若くは其任命したる士官に托せられたる、土地、建物、各種の基金及び財産の受托者たる事。

- (チ) 總ての出版物、音譜及び軍歌の版權所有。
- (リ) 階級及び制服の制定。
- 三、大將が統帥の權能は何か、其權威は何處より來るか
全救世軍の彼に對する愛と信任と、並びに彼の權威に對する士官、兵士の何れ劣らぬ全き服従より來る。
- 四、然し乍ら大將は如何にして、其全世界に散在する斯くも多數の士官、兵士を指揮命令するを得るか
其は次の方法によるものなり。
- (イ) 彼が其折々に發布し、而して凡ての士官、兵士が之に服従の義務を有する所の軍令及び軍律により、
- (ロ) 彼を代表すべき士官を任命し、又戰爭上の必要に應じて之を變更することにより、
- (ハ) 彼が法律上の受托者たる救世軍の財産を、法に遵ふて管理することにより、
- (ニ) 規則正しく戰爭の報告を受くる事により、

- (ホ) 特に任命したる少將、其他の士官を派遣し、彼自身に代りて各地の事業を檢閲し、又其他の士官と會同商議せしめ、且其報告を受くる事により、
 - (ヘ) 又彼自身各地に出陣して、親しく其軍狀を檢閲する事により、
 - (ト) 救世軍の各種出版物に掲載せらるゝ、彼の文書による。
- 五、軍令軍律とは何か

- 救世軍の「軍令及軍律」とは、大將自身により、又は其權威によりて編纂せられ、其事業に關する最善の主義と方法とを記したるものにして、救世軍の士官及び兵士は何れも之を遵奉すべきものとす。
- 六、大將は救世軍の士官と其事業との上に、絶對の權威を有するか
然り、大將は其士官と其事業とを指揮命令するの完全なる權能を有す。
- 七、此は各士官兵士が彼の爲に祈らざる可らざる特別の理には非ざるか
然り。彼等は皆大將の爲に祈らざる可らず。
- 八、後代の大將は初代の大將と同じ權力を有するか
後代の大將の有する權力は、凡ゆる點に於て、初代の大將と何等相違するなし。即

ち同じ憲法によりて拘束せられ、之に違犯する場合には同じ制裁を受けべきものとす。
九、大將の後繼者に就ては何等かの取計ひありや

然り。救世軍の憲法は、各代の大將が、必ず其後繼者を撰定し、之を手記したる上然るべき時期の到來する迄は、何人も之を見ることが能はざる様、堅く封緘し置くべく其封書は救世軍の法律家若干名に由て保管せらるべき規定なり。而して一人の大將が世を去る時、次の大將は直ちに代りて其後を襲ひ、救の戦争を指揮すべきものなり。
十、此は最も賢明なる制度なるべきか

然り。救世軍が常に一個の軍隊たらん爲には、常に二人の大將を戴かざる可らず。而して多くの祈禱と、及び然るべき忠告を與へ得べき人々と充分の熟議を凝らしたる上、此制度をざる様決定せられたるもの也。現在の大將は、救世軍と其有する士官との必要を、最もよく熟知せるものならざる可らず、從て其後繼者たるに最も適當なる士官を撰定するに於て、何人にも優りたるべき筈なり。

十一、大將は其欲するが儘に救世軍の軍費を支出し得るや
斷じて然らず。大將は單に救世軍に屬する金錢を、其金が寄附せられたる特殊の目

的の爲にのみ、之を支出することを得、且又後年定められたる憲法追加によれば、救世軍の高等會議なるもの組織せられ、萬一當時の大將が、憲法に違反し、其信託を濫用したる場合には、之を救世軍大將の地位より斥け、且又大將が其後繼者を撰定し能はざりしか、又は其他の理由に由て、一時たりとも大將の存在を缺く場合には、一人の大將を撰定するの權能をも此會議に附與せられたり。

十二、然らば大將が救世軍の資金を不正に使用することは甚だ困難なるに非ずや
然り、そは事實上不可能の事たる也。

十三、大將は救世軍の資金を管理する爲に、如何なる方法を講じたりや
主として左の二項による。

(イ)各地の本營に、責任を有し、經驗に富める士官を任命して、受領したる總ての金錢を記録せしめ、又其寄附せられたる種々の目的に従つて之を配分せしむる事。
(ロ)別に士官を任命して、果して前記の事實が行はれたりや否やを監査する爲、之を検査官とし、時期を定めて、其帳簿を検閲監査し、其結果を參謀總長に報告する事
十四、救世軍の資金を正しく使用することに就て尙他に保證の途ありや

曰くあり。救世軍に何等の關係なき第一流の免許監査人に托して、一切の帳簿と請取と及び財産に關する書類とを監査せしむ。而て監査人が嚴密なる監査の結果、其正確なることを認めたる上は、其收支に證明を與ふ。斯くして毎年一回必ず免許監査人の證明書を添へたる收支決算表を印刷發行することとせり。此は憲法によれば大將が毎年必ず行はざる可らざる事柄の一となり居るが故なり。

十五、此等の制度は何を示すか

- (イ) 大將自身金錢の出納を行はざることを示す。
- (ロ) 大將は此等總ての士官と、並びに公けの監査人とを全部惡事に加擔せしむるに非れば到底如何なる資金をも、不當に流用すること能はざることを示す、而して斯の如きは道德上の問題として到底不可能の事と謂はざる可らず。
- (ハ) 大將は彼自身領收書を發行すること能はず、又會計に其金を渡すに非ざれば、領收書を得ること能はざるを以て、彼が事業の爲めに受領したる金錢に就て毫も曖昧なる取扱を爲し能はざることを示す。
- (ニ) 救世軍に金を寄附したる人は何人と雖も果して其の金錢が己の目的としたる方面に用ゐられたりや否やを取調ぶることを得、隨つて假令求めても惡事を隱匿するの餘地なきことを示す。

十六、大將は旅行、其他の支出の爲に、金錢を要する場合、其金を受取る前先づ其目的を明示せざる可らざるか

然り、彼は其受くる金錢に就て、帳簿に記入し得る様其費途を明示せざる可らず。而して彼自身若くは其秘書官より其領收書を差出さる可らざるものとす。

第三章 參謀總長

一、大將に次て救世軍を統率する士官は誰か

參謀總長は大將に次で救世軍を統率し、大將の不在に際しては其代理を爲す。

二、參謀總長は如何にして任命せらるゝや

參謀總長は大將によりて任命せらる。

三、參謀總長の責任は何か

參謀總長の責任は多種多様なり。而して次の事項を含むものとす。

(イ) 全救世軍を監督し、並びに其現状及び必要を知りて間違なく之を大將に申達する責任。

(ロ) 萬國本營と其各部の運動の統轄、並びに幕僚の任命。

第四章 萬國本營

一、I、H、Q (萬國本營の略語)の意味は何か

I、H、Q (萬國本營)なる語に二つの意味あり、即ち左の如し。

(イ) 一は全救世軍の指揮統轄に關する事務を取扱ふ建物をいひ、

(ロ) 同時に全救世軍の中央政府てふ意味にも用ゐらる。

二、萬國本營は何處にありや

倫敦クイーン、ヴィクトリヤ街百〇一番にあり。

101 Queen Victoria Street, London, E.C.

三、萬國本營にては多大の考慮を要する多くの重要な軍務を取扱はるゝに非ずや

然り、萬國本營にては極めて繁劇なる事務を取扱はる。而して其大部分は甚だ重要な

なるものにして、又何れも皆慎重なる考慮と多大の勞力とを要せざるものなし。

四、萬國本營の事務が如何に取扱はるゝかを語り得るや。

萬國本營は參謀總長指揮の下にあり、種々の部局に分たれ、而して各部局何れ

も直接參謀總長の下に立てるそれらの長官あり、其下には更に其部の大小と重要な

度とに比例する幾多の士官及び雇員ありて其任に當る。此方法によりてのみ其事務を

適當に處理し得らるゝ也。

五、萬國本營の部局とは何か

各種の軍務が處理せらるゝ設備をいふ、即ち萬國本營の軍務はそれらに明確なる部

類に區分せられ、其區分せられたる軍務に對しては、一々其長官を置き、又其爲め特

に備へられたる部員と、事務室とを有す、例へば大なるデパートメントストアに

て、靴部、下着部等の各部ある如く、萬國本營に於ても各種の部局を有するなり。

六、萬國本營に於ける各部局の名稱をあげよ

左に掲ぐるは現存の部局なり、而して必要に應じ隨時新に之に附け加ふることを

得べし。

(イ) 外務部 (ロ) 書記官部 (ハ) 財務部 (ニ) 社會部 (ホ) 財産部 (ヘ) 法律部 (ト) 商業及び出版部 (チ) 簿記部及び會計検査部 (リ) 出納部 (ヌ) 生命保険部 (ル) 編輯部 (ヲ) 郵便部 (ワ) 參謀部 (カ) 補助者部 (ヨ) 移民部

内國本營 (National Headquarters) は英國に於ける事業を統轄する爲の本營にして、同じく萬國本營内にあり。

七、此等の部局は如何に經營せらるゝや

各部に長官を置き、軍令及軍律の定むる所に從ひて其事務を統御せしむ、而して各部何れも參謀總長の配下にあり、參謀總長は此等凡ての部局と、其事業の成功とに關し、大將に對して責任を負ふ。

八、萬國本營の經營には多額の費用を要するや

否、處理せらるゝ軍務の分量に比較する時は、決して多額の費用を費せりといふこと能はず、然れども世界多數の邦土に跨りて其事業を營める、斯くも膨大なる運動を統轄することは決して小額の金錢の能くする處に非ることも亦明らか也。

九、萬國本營には巨額の收入あるに非ずや

救世軍に與へられたる寄附金の中、極めて少部分のみ萬國本營に入り、他の大部分は寄附せられたる目的の場所に費やさるゝものとす。

十、萬國本營に入る收入は何々か

萬國本營の收入は左の財源によるものとす。

(イ) 軍友の定期補助金又は臨時寄附金。

(ロ) 後援會寄附金、毎年一ギニー(約十圓)の定期寄附者を後援會員と稱す。

(ハ) 商業及出版部の純益金。

(ニ) 克己週間收入の一部。

(ホ) 「最暗國の英國」救濟事業に對する寄附金。

十一、此等の金は總て萬國本營を支ふる爲に用ゐらるゝや

否。然らず、唯其中の一小部分のみ之に用ゐらるゝ也。

十二、然らば此等の金は如何にせらるゝや

此等の金は其寄附せられたる目的に對して用ゐらる。例へば、(イ) 慈善救濟事業の爲に寄附せられたるものは慈善救濟事業の爲に用ゐらる。

(ロ)土地建物の爲に寄附せられ、若くは其爲に募集せられたる金額は皆救世軍の土地建物の爲に用ゐらる。

(ハ)其他の部分は次に掲ぐるもの及び其他の目的の爲に適宜分配せらる。即ち英國救世軍の維持發展、外國傳道事業、士官養成、傷病士官の扶助、老退士官の恩給、少年軍の戦争及び萬國本營の經營。

第五章 外務部と外國傳道

一、外務部とは何か

外務部とは萬國本營の一部局にして、大將及び參謀總長に代り、大英國以外の諸國に於ける救世軍の事業と其士官とを統轄し、世界の他の部分に對する我軍の進軍を劃策する處とす。

二、外務部の責任者は誰か

外務部の責任者は數名の「世界總務」にして、大將に由て任命せらる。即ち世界を數個の方面に區分し、數名の世界總務を置いて、其責任を分擔せしむ。

三、外務部の働きは如何なる方法を以て經營せらるや

世界總務と其幕僚とは。

(イ)世界各國の司令官と文通し又其報告並びに建築を受理す。

(ロ)大將及び參謀總長に詳細の報告をなし、重要問題に關しては一々其指揮を仰ぐ。

(ハ)總て重要な問題に關し、各國の司令官に對して指導、命令を行ふ。

(ニ)參謀士官の任命に關して忠告若くは承認を與ふ。又凡て支出の増加を生ずる如き新計畫に關しては、之が可否を定む。

(ホ)各國に増員を行ひ、遣外士官の歸國に關する可否の決定を與へ、病氣其他の理由にて歸國休養を要する際には其費用を支辨し、其他一般の軍務を監督す。

四、現在救世軍旗の翻れる國及び殖民地の名をあげよ

- 大貌列顛 (英蘭土、蘇蘭土、威斯) 及び愛蘭土 ○佛蘭西 ○瑞西 ○和蘭陀 ○白耳義 ○獨逸 ○瑞典 ○那威 ○丁抹 ○芬蘭土 ○露西亞 ○伊太利 ○埃士利 ○冰洲 ○ジブラルター ○マルタ島 ○南亞弗利加 (トランススヴァール、オレンヂ自由國、喜望峰、ローデシア、ナタル、ズールーランド) 及び聖ヘレナ ○印度及び錫蘭 ○濠洲 (ヴァイクトリア、新サウ

スウエーデン、クキンズランド、南オーストラリア、西オーストラリア、タスマニア、○
 ニューゼーランド、○日本及滿洲○爪哇○北米合衆國○加奈陀及ニューファウランド○南米
 (英領ギアナ、アルゼンチン、チリ、ウルグエー、ペルー、ブラグイ) ○パナマ○パ
 ーミユダ○布哇○ジャマイカ○トリニダド○バルバドス○グロナダ○セントルシア○
 英領ホンヅラス○セントヴィンセント○アンティグア○朝鮮○ラブランド○スマトラ
 ○セレベス○支那○ビルマ

五、其等の國々の事業は如何にして統率せらるるか

上述の諸國はそれ／＼大將より任命せられ、軍令及軍律に従ひて、其戰爭を指揮す
 る司令官(主として少將、時には他の階級の士官の遣らるゝこともあり)に由て統率
 せらる。司令官は何れも其統率する軍國の救世軍軍務に關し、大將より授けられたる
 特種の方略を授けらるゝもの也。

六、各國の救世軍は其國內に於て自給すべきものなりや。

然り。概して言へば着手後一定の期間を経過したる事業は、自給すべきものにして、
 萬國宣教資金より下賜せらるゝ金銭は、順次新らしき土地に開戦する爲めに用ゐらる

へもの也。

七、既に其國にて自給せる上尙他に助力を與ふる所ありや

然り。或國に於ては全然自給するのみならず、其よりも都合あしき事情の下にある
 國々の戰爭の爲に、人物と金銭とを供給して之を助け居れり。

八、然らば或國は目下の處到底自給するに堪へざるか。

然り。印度の如き異教國に於ては、救世軍が相手とする人民が何れも甚しく貧窮
 なるを以て、全然獨立自給することは到底不可能の状態にあり、又他國に於ても、甚
 しき反對、迫害のある處にては、之に補助を送るか、然らざれば既に開始したる事業
 を閉鎖するの外道なき也。

九、外國に於ける支出は萬國本營にて監督するや

然り。各國の本營は何れも、來るべき一年度に對する收支の豫算を編成して萬國本
 營に送附す、萬國本營は之に由て各國の支出を監督することを得る也。

第六章 財務部

一、萬國本營が收得する金錢の經理及び支出に就て其一般を述べ得るや

然り、萬事は最も公明正大に行はるゝを以て、何等隱匿の必要あるなし。

二、其金錢の經理には多大の注意を要するものと思惟せずや

然り、從て此點には多大の注意を拂ひ居れり。其記帳の組織は完全にして而も慎重に運轉せられ。又充分力量あり、且つ信賴するに足る會計官の一團によりて取扱はる。

三、其組織と經營の完全とは、支出の記録に就ていひ得ると同様、又其支出の方法にも適要せらるべきものなりや

然り、金錢の支拂には最大なる節約を行へり。而して如何なる少額と雖も正規の手續を履ますしては、決して其支拂を行はざるの定め也。

四、財務會議とは何か

大將に由て任命せられたる高級士官の會議にして、各部の財政ニ關し、大將を輔佐する爲に設けられたるもの也。

五、財務會議の任務は何か

收支の豫算を作成し、新發展の軍費に應ずる爲の方法を考へし、各事業の經費を監督し、其他大將の指揮に従ひて一般財政の經理に任ずるもの也。

六、支出會議とは何か

若干の士官に由て組織せられ（參謀總長之が任命を行ふ。）彼等が代表せる特種の方面に由て支出せられたる總ての軍費を、其委細に亘つて監督するもの也。而して萬事に節約を旨とし、總ての不要なる支出を避くることを以て彼等の責任とす。

七、支出會議の經營は如何なる方法によるか

支出會議は大略左の方法に由て經營せらる。

(イ)家賃、手當、瓦斯代等の如き、既定の經常費は會議に提出して其同意を受け、會計のみが其順序に従ひて支拂を行ふものとす。

(ロ)各部の註文にかゝる、例へば筆墨紙等の如き物品の購入は、豫め會議に提出して其通過を待たざる可らず。

(ハ)旅費、郵税、電報料等の勘定、並に其他の臨時支出は、其支拂を行ふ前、豫め會議に提出して、其通過を待たざる可らず。

八、萬國本營の各部に於ける支出は、悉く此方法に由て監督せらるゝものなりや

然り、支出會議は、萬國本營の各部に於ける、有ゆる支出を監督す。

九、救世軍が現に其事業を營める、世界の各國には、何れも夫々の支出會議を備へたりや

然り、上述の規則は各國の救世軍と、又其中にある各方面に適用せらるゝものとす。

十、大英國の克己週間集金は如何になり行くか

總額の一部は之を造りたる小隊及旅團に割戻され、殘額の半ばは、士官の養成、社會改良事業其他内國の事業に用ゐられ、他の半ばは、諸外國より送附せられたる克己献金と共に、大英國以外の事業を、維持發展せしむる爲に使用せらる。

第七章 監 查 人

一、救世軍の會計帳簿は、信用あり、又力量ある外部の監査人の監査を受くるとは事實なりや。

然り、萬國本營の金錢出納は、救世軍とは何等の關係なき倫敦市第一流の特許監査人によりて嚴密なる監査を受く。同様の制度は各國の救世軍にも存在せり。

二、會計監査とは眞實如何なる仕事なるか、少しく説明を加へよ。

會計監査とは、金錢出納に關する有ゆる帳簿を提出して、監査人の嚴密なる檢閲監査を受くることをいふ。而して、其際監査人は一々の支出に對して、領收書の有無を檢すべし、同時に抵當、積立金並に貸金及借財に關する一切の記録に保證を與ふるものとす。

三、萬國本營にて行はるゝ如き會計監査の制度は、尙も何等かの不正、不眞實、不當なる行爲を許す餘地あるものなりや。

然り、之を行ふことを得べし、然れども斯の如き行爲は、必監査人の検出する處となり、而して忽ち社會に公表せらるべきものとす。

第八章 決算報告

- 一、萬國本營の收支決算報告は、公けに發行せらるゝや
然り、毎年一回、收支計算表を發行せり。
- 二、此の收支計算表は何を表はすや
例年の收支計算表は、前年度に於て、萬國本營が出納したる金額と、其用途を明示す。
- 三、定額の寄附者には收支計算表を送附するや
然り、定額の寄附者には、毎年一回、其年度の定額寄附金の明細表を添へて、一通の收支計算表を送附するの定めなり。
- 四、貸借対照表は發行せらるゝや

然り、毎年一回發行せり。即ち一般及び慈善救濟部資金に關して、各通 貸借対照表を發行す。而して之に由て救世軍の財政状態を正確且充分に詳悉することを得べし。

五、救世軍の各國に於ける本營に於ても亦、同様の決算報告を公けにせらるゝや
然り、各國の本營に於ては、何れも毎年一回、收支計算表を發行せり。

第九章 有限 信托銀行

- 一、信托銀行とは何か
信托銀行とは救世軍に由て設立せられ、又之に關係せる銀行といふ。
- 二、如何なる目的を以て設立せられしか
最初は軍友が救世軍に貸與せんことを希望せられたる大小の金額を、安全に保管し、且適當に運轉せんが爲に設立せられたるものなり。而も爾來其事業は漸次、普通銀行の各方面を包容する迄に發達し、今日に於ては全然他の銀行と同様の經營能力を有するに至れり。

三、此銀行の拂ひ出す利率は幾何か

三年以上の定期預金に對しては、三分五厘、一年以上には三分。而して當座預金には二分五厘を支拂ふ。當座預金の場合に於ては、本行は常に隨時即時拂を行ふものとす。

四、信託銀行の經營は、何人の手に委せられたりや

信託銀行の經營は、其取締役會議に由て行はる。ブラムエル、ブース氏は此が頭取に任せらる。

五、信託銀行の基本金は幾何か

基本金は金十萬磅(我約百萬圓)也

六、信託銀行は一般の人々が、安心して其金を預け入るゝに足る設備を備へたりや

然り、充分備へたり。

七、何故然るや

(イ)其資金の融通は總て預金者の利益を本位として行はる。而して何れも慎重に撰

擇せられたる擔保を設けて、之が融通若くは貸附を行ふを以て也。

(ロ)救世軍の各部は、多くは此銀行に預金せり。從て外部の顧客は一切なくとも、英國及び諸外國に於ける救世軍の取引に由て、充分此事業を維持するだけの仕事と利益とを有すれば也。

八、信託銀行は何等救世軍に益する所ありや

然り、又今後益々然らんことを希望せらる。如何となれば銀行の事業より生ずる利益は、總て救世軍の所有に屬すべく、加之銀行は其資金の或部分を救世軍に貸附すれば也。

第十章 財

產 (土地建物)

(一)救世軍は其集會の爲に、如何なる種類の建物を用ゆるや。

手に入れ得る限り最上の、且又最も適當なる建物を使用す。

(二)救世軍の會館の或ものは、本營が建築したるものに非ずや。

然り、多くは本營の建築したるものなり。而して出來得る限救世軍が其建物を所有することは、實驗上最も望ましいこと也。

(三)誰が其等の建物を所有するや

救世軍の購入したる財産は、大將が其管理者として救世軍の爲に之を保管せらるゝ也。

(四)管理者とは何か

管理者とは、財産の所有權と其運用とを、或特種の目的の爲又は他の人々の利益の爲に信用を以て委託せられたる人物をいふ。

(五)大將は如何にして管理者となりしか

千八百七十八年、大將ウィリアム、ブリス氏は、財産管理綱領を制定し、之に由て當時既に所有したる財産と、及び將來救世軍の資金を以て購入し、若くは救世軍に寄附せらるゝ財産は、總て之を救世軍の爲に管理せらるゝものとし、大將自身の私有財産たらしめざる事と定められたり。此綱領は直ちに在倫敦高等法院に登記せられたる

が、之は大將ウィリアム、ブリス氏のみならず、總て彼の後繼者にも適用せらるゝこととなれり。

(六)然れ共大將は其財産を賣却し、救世軍以外の目的の爲に之を使用するを能はざる

か

然り、之を爲し得べし。然れ共即時告發せられざる可らず。

(七)告發せらるゝにしても、假に或大將が是非共之を爲さんと決心したりとせば、之を實行し得るには非ざるか。

然り然れ共斯の如き行爲が實際に於ては、到底問題に成らざる様、適當なる豫防の方法を設けたり。

(八)其豫防の方法とは何か。

財産管理の爲に設けられたる組織によれば、何れの取引に於ても、財産部の係員、會計部員、辯護士並に外部の監査人が、之に立會はざる可らざるの定めあり。

(九)然れども財産の運用若くは救世軍に屬する金錢の出納に従事せる士官は兎に角大

將の權威の下にあり従て其指圖通り事を行ふものに非ずや。

否、其等各部の士官は大將に由て任免せらるゝと雖、同時に彼等は救世軍の利益を擁護する責任あり、而して必要なる場合即ち受けたる命令が不當なる場合には、之に逆らひても其責任を果さざる可らざるものとす。

(十)會館は何れも本營が莫大の金額を支拂ひたるものならざる可らず、然らば此金額は如何にして得たるものなりや。

其一部分は、救世軍の軍友及び軍人が寄附したるもの也、然れ共其大部分は、其建物を擔保として借入れたるものなり。

(十一)本營は借入れたる金錢に對しては、利子を支拂ふべきものなりや。然り、利子は常に支拂はざる可らず。而して本營が小隊に家賃を課するの理由は全く此にあり。且又土地が救世軍の所有に非る場合には、地代をも支拂はざる可らず。

(十二)斯る家賃の金額は、何の權威を以て定めらるゝや。小隊が本營に支拂ふ家賃は其建物の建築計畫が完成せられたる際、其小隊と協議の上にて之を定む。

(十三)其金額を定むる標準は如何

借入れたる金額に對する利子と、之に加ふるに修繕費に對する積立歩合其他を通算したるもの也。

(十四)建物の修繕に對して、本營は如何なる程度迄之を補佐するや。

其建物が救世軍の所有に屬する場合に於ては、財産部は既に發表せられたる規定に従て其修繕を行ふ。

(十五)日本救世軍が使用せる土地、建物は何人の所有に屬するや。

日本救世軍が使用せる土地、建物は左の二種に分る

(イ)在日本救世軍財團の所有に屬する財産

(ロ)外部の公私所有主より借用せる土地又は建物

(十六)在日本救世軍財團とは何か、出來得る限り平易に説明せよ。

在日本救世軍財團とは、日本の救世軍が使用する土地、建物、其地の財産を所有し管理し、贈與し、又は賣買する爲に設立せられたる法律上の組織にして、斯の如き組

織を財団法人と稱す。即ち法律上一箇の人と見做され、且其財産の所有者となされたるもの也。

(十七)在日本救世軍財團は如何にして設立せられたりや。

大將ウキリアム、ブース氏が、從來自己の名義になり居たる日本救世軍の土地、建物を寄附し、「在日本救世軍財團寄附行爲」と稱ふる法律行爲によりて設立されたるものにして、明治四十五年一月十九日附内務大臣の許可を受け、直ちに登記せられたり。

(十八)在日本救世軍財團寄附行爲とは何か

此言葉に二つの意味あり、即ち

(イ)一は在日本救世軍財團を設立したる寄附者大將ウキリアム、ブース氏の法律行爲(之)に由て其の財団法人の目的、名稱、事務所、資産、理事の任免等を定むをいひ、(ロ)他の一は右の法律行爲の證書なる書面をいふ。

(十九)在日本救世軍財團の事務所は何處にありや。

東京市京橋區銀座二丁目拾壹番地にあり。

(二十)在日本救世軍財團の資産は設立當時大將ウキリアム、ブース氏の寄附したるもののみなりや。

否、設立當時、大將ウキリアム、ブース氏の寄附したるもの、外、其後に同財團の資産となりたるものもあり。

(廿一)在日本救世軍財團の役員は誰々なりや。

在日本救世軍財團の役員は理事三名とし、理事は日本救世軍の司令官、書記長官、及戰場書記官の辭令書を有する救世軍士官を以て之に任ず、而して其の任期は前記の職務を有する期間に限るものとす。又司令官は理事會の會長となりて、理事會を招集するの規定也。

(廿二)在日本救世軍財團は傳道又は慈善事業を営まざるか。

在日本救世軍財團の役目は前にもいふ如く、日本救世軍の使用せる土地、建物其他の財産に關係あるのみにして、日本救世軍の營む傳道及慈善事業とは何も直接の關係なし、又在日本救世軍財團の理事は、日本救世軍の司令官、書記長官及戰場書記官

なれ共、在日本救世軍財團と日本救世軍とは法律上決して一つものにあらず、又混同す可らざるものとす。

(廿三) 戦場士官又は下士官は其の土地にて建物を購入若くは賃借するも差支なきや否、本營の認可なくしては、如何なる土地、若くは建物と雖、勝手に借入の手續を爲す可らず。戦場士官若くは下士官が斯の如き問題に着手せしむる時は、必ず其の中隊長を通じて本營に交渉せざる可らず。

第十一章 通 信 (郵便及電信)

(一) 萬國本營の事務は多くの通信を要するや。

然り、毎日莫大なる通信の必要あり、

(二) 萬國本營が毎日發受する書信の数は幾何なりや。

英國の本營をも算入する時は、受信の書狀一千通に及ぶこと屢々あり、發信は更に其以上なり、而して此數字は時々本營より發送せらるゝ示達又は勸誘の公開狀を算入

せざるもの也。

(三) 各國の救世軍本營に於ても亦多大の通信が行はるるや。

然り、當然其必要あり。

(四) 本營に到着する書信は如何に取扱はるゝや。

各通何れも受領と同時に、本營内郵便局に於て開封し、其金額を封入しある場合には、其金額を其書信と局の帳簿とに記入し、金は會計部に、手紙は夫々關係ある各部に送達せらるゝ定めなり。

(五) 「親展書」も同郵便局にて開封せらるゝや。

總て開封せらるゝ、大將、參謀總長、外務長官及英國司令官に當てたる親展書の外親展書と否との區別あることなし。

(六) 大將、參謀總長、若くは關係ある各部の長官が特別即座に取扱はれんとを求むる爲、重要な事務上の書信に「親展」と記すべきものなりや。

否、決して然す可らず、即座の處置を求むる爲、封筒にもあれ内容にもあれ、何等

特別の記載を要するこなし、如何となれば書信に記載せられたる事務は何れの場合にも、之を取扱ふ責任ある士官の前に、即時提出せらるべければ也。

(七)然れ共假に特に急を要する問題ある時は、封筒に何と記すべきなりや。

何等の記載なしとするも、總ての事務は出来得る限、速に處理せらるゝもの也、但し其にも拘らず、尙一層の迅速を要する場合には「至急」と記すべし、「親展」は時に反つて遅延の理由となることあり。

(八)書信は總て即時返信せらるゝや。

救世軍に於ける總ての事務は、敏速を以て効力の要素と考へらる。従つて各部は何れも、戦争に關係ある有ゆる他の問題に於けると同様、通信に於ても亦、此要素を備ふべきもの也。

(九)英國倫敦なる救世軍萬國本營、及び東京に於ける救世軍日本々營の電報略號は何か。

萬國本營の電報略號は SALVATION LONDON にして

救世軍日本本營の電報略號は SALVATION TOKYO なり

(十)何故其だけにて足れりや。

此等は既に萬國本營及び日本々營の所書として、夫々の中央郵便電信局に登録しあるを以て也。

(十一)此は手紙には適用せられずと思ふ、如何か。

手紙には其所在を詳細に認めざる可らざるは勿論也。

第十二章 販賣及出版

(一)商業部とは何か。

商業部とは救世軍の各部並びに其士官・兵士及び軍友の需要を充さん爲、種々なる物品の賣買を行はん爲に設けたる方面の事業をいふ。

(二)何故に救世軍は商業部を設くるや。

商業部の必要あるが故也、例へば出版物、制服等の賣買を行はざる可らず、従て其

爲には商業部を設けざる可らず。

(三) 救世軍商業部の主なる營業區劃は何々か、

商業部にて取扱ふ事務の主なるものは左の如し。

制服及び一般の衣服、書籍及び文房具、定期刊行物及び印刷、樂器及び一般の家具等尙詳しきことは、定價表と、商品目錄とを載せたる「營業案内」に就て見らるべし。

(四) 救世軍は物品の販賣に由て何か特種の利益を得るや。

然り、甚だ大いなる利益あり、中央商業部を設けて多額の集散を行ふを以て、如何なる物品と雖、卸値を以て製造所より直接に購入すれば也。

(五) 然らば救世軍は儲けて居るに非ずや。

然り。

(六) 其利益は如何に爲し居るや。

賣買取引に由て得る利益は、英國及び海外、殊に異教國に於ける事業を發展せしむる爲に用ゐらる。

(七) 然らば商業部は救世軍にとりて甚だ有用なるものに非ずや。

然り、若も救世軍が全世界に物資の供給を行ふ爲、商業部の如き組織を、未だ有せざりしとするも、今は其設立を餘儀なくせらるべき状態也。

(八) 何故救世軍は紅茶等の如き、一向其事業と密接の關係なく見ゆる物品を賣捌くや。

事業の經營に直接必要なる物品を賣ると、然らざるものを賣るとの間には、其主義に於て何等の差異あることなし、而して實際に於ても多くの相違を見ず。

例へば一人の兵士が制服を求めんとするならば、救世軍は之を他人に求むるよりは遙に上等のものを多少廉價に供給すべく、而も其間に生ずる多少の口錢を以て、英國内地若くは海外に、救の軍を經營するの資金となし得べし。而して其他の物品に就ても特に異なることあるなし。救世軍人は茶を常用す。而も之を救世軍より購入するならば、然るべき値段にて品質の優等なるものを得べし、而して其處に生ずる多少の利益は直ちに神の國の擴張に用ひらるゝ也。

(九) 救世軍人は、相互の間にて取引を爲すべきものに非ずや。

救世軍人が、軍人間にて取引を爲すことは、甚だ合理的のこと、思はる。此は又初代の教會にて行はれたる事と符合せり、即ち彼等は暫くの間衣食其他相互の幸福を助け、又我等にとりては何よりも大切と考へられたる耶穌基督の御軍を助くるに適はしき、一切の事柄を、共同にて、行ひ居たるもの也。

(十) 然らば救世軍人は商業部の主なる顧客となるべきものならずや。

疑もなく、然り、救世軍人は商業部にある物品は、必ず之より購入する様勉むべきものなり、然らば其取引の正直なることを安心して居らるゝのみならず、假に之に由て六片(約廿四錢)の利益ありとせば、其金額は集會にて献金箱に六片を投じたると全然同様、等しく耶穌基督の御國を擴張する爲に用ゐられたりとの満足を持ち得る也。

(十一) 救世軍は自ら其印刷を行ふや。

然り、救世軍は既に長らく前より、印刷事業に必要な各般の設備を有し「ときこのころ」其他の刊行物、並びに書籍等を印刷したり。

(十二) 救世軍は英國以外に其印刷所を有するや。

然り、救世軍が英國以外に其印刷所を有する國々は、世界の各地に尠なからず。

第十三章 書籍新聞雜誌

(一) 救世軍は何故「ときこのころ」の如き、救世軍固有の新聞、「全世界」の如き雜誌、其他種々なる書籍を出版するや。

如何となれば我等は、壇上に於て口より耳に語ると同様新聞、書籍、又は繪畫に由て救を宣傳し、若くは軍人を教育するの責任あるを以て也。

(二) 救世軍の出版書籍は何々か。

主なる既刊書籍の目録は、此書の卷末に印刷せられたり、其他は出づるに従ひ時々廣告せらるべし。

(三) 救世軍が英國に於て發行せる定期刊行物は何々か。

「ときこのころ」

毎週一回

「少年兵」

同

「社會公報」

同

「樂隊及唱歌隊員並に下士官」

同

「全世界」

毎月一回

「救濟者」

同

「士官雜誌」

同

「戰士」

同

「救世樂人」

同

「樂隊月報」

同

(四)此等の新聞雜誌は如何なる方面を代表するか。

(イ)「とまのこゝろ」は救世軍の機關新聞也、而して救世軍に關係ある各般の事物に就て、大將の希望を發表し、及全世界に於ける其士官及び兵士に由て爲されたる事業の報導をも掲載せり、

(ロ)「少年兵」は少年及び青年の爲にして、少年軍の機關新聞也。

(ハ)「社會公報」は救世軍の慈善救濟事業の主義及現狀を説明す。

(ニ)「樂隊及唱歌隊員並に下士官」は樂隊及唱歌隊に由て爲されたる事業の報導を掲載すると共に、以上の隊員並に一般下士官の爲、其責任を履行する上に必要なる事項を掲げたり。

(ホ)「全世界」は英國内地及海外に於ける救世軍の宣敎事業を記述するの雜誌也。

(ヘ)「救濟者」は特に婦人及び小兒の間に於ける救世軍の慈善救濟事業と、及び貧民窟事業に關する報導を行ふ。

(ト)「士官雜誌」は特に救世軍士官の教育訓練を目的として發行せらる、而して其閱讀は士官に限られたり。

(チ)「戰士」は特に青年の爲に發行せられ、同時に小隊候補生、義勇團並に義勇少女團に關する記事をも掲載せり。

(リ)救世樂人は、救世軍を通じて新しき曲譜及び歌詞を普及せしめん爲に發行せられたり。

(ヌ)「樂隊月報」は特に吹奏樂隊の爲に編纂したる樂譜を掲載す。

(五)誰が此等の刊行物に就て責任を負ふや。

各雜誌には夫々主筆あり、而して編輯部長之が監督を行ふ。

(六)主筆の下には助手ありや。

編輯主筆は之を助くる士官其他を有す、而して此等は何れも「編輯部員」と稱せらる。

(七)主筆と其部員以外なる士官兵士も亦、此等の雜誌に投書して然るべきか。

然り、各部の記者は何れも文章、歌曲、若くは報告の投書を歓迎す。而して一覽の

上興味あり且有益なりと認むる時は、之を掲載すべきもの也。

(八)記者は如何なる種類の記事を採用するか。

救靈の事實、目醒しき悔改者の物語、甚しき悪行より救はれたる男女の傳記、各部の事業に關する出來事、目醒しき證言、興味ある改心談、昇天者の臨終、聖潔又は救に關する直截にして又實際的な文章、歌曲、其他一般に救世軍人に取りて、興味と實益とを與ふべき記事を以て最も可なりとす。

(九)出來得る限り記者に満足を與へ、其掲載を見んとせば、如何なる心得を以て書くべきものなりや。

(イ)此に由て何人かを救ひ、潔め、又は靈肉の救の軍に奮ひ起たしめんことを期して書くべきもの也。

(ロ)活々として火あり熱誠ある文章を要す。

(ハ)簡潔にして要を得且面白からざる可らず。

(ニ)平易なる平民の日用語にて書くべし。

(ホ)紙の一面にのみ記し且字體を明瞭に書くべし。

(ヘ)歌詞を作る時は救世軍にて廣く歌はれ居る易しき曲譜、又は世間にて廣く歌はる、曲譜に合せて字數を定むべし。

(ト)其曲譜には何れも活氣あるものを撰び又覚え易きものならざる可らず。

(十)英國以外の諸國にも救世軍の出版物ありや。

然り、各國何れも其國語にて「とさのこる」を發行す、或國にては少年兵其他の雜誌

を發行せり、又中には英國にて出版されたる書籍の翻譯を始め、數種の書籍を出版せる所もあり。

(十一)「ときの聲」の發行部數は大なりや。

然り、其發行高は甚だ大なり、英國に於て然るのみならず、他の諸國に於ても然り。

(十二)誰が「ときの聲」を賣るや。

各小隊の士官、「ときの聲賣撰手」及び兵士之を賣捌く、又各地の書籍若くは稀に停車場内の書籍賣店にも之を賣る所あり。

(十三)ときのこゑを賣る爲、兵士の間に何か特別の方法を行ふとありや。

然り、例へば次の如き方法あり。

(イ)士官は會館にて其處に集りたる軍人軍友に賣ることを得、時には「ときのこゑ」に掲載せられたる軍歌を、集會にて歌ひ、又は其中に記されたる特に興味ある記事を廣告し、或は其の一部分を朗讀することに由て、其賣高を増加し得べし。

(ロ)多くの士官は自ら街頭又は酒場にて之を賣ると同時に之に由て多くの人々と接

觸することを得べし。

(ハ)ときのこゑ賣團を設くることに由て、其賣高を増加し得べし。

(十四)「ときの聲團」とは何か。

「ときのこゑ」團とは一隊の兵士に由て組織せられ之に一人のときのこゑ軍曹を置き、監督せしむるをいふ。而して先づ一ヶ所に集りて祈りを爲し、聽て三人宛の組を造りて、戸別にときのこゑを賣り歩くをいふ。

(十五)他に何か方法ありや。

然り、各小隊には何れも、「ときの聲」軍曹を置き、其小區に屬する兵士の間にときの聲を配布し、又廣く外部に購讀者を造るの責任を有せしむ。

(十六)酒場にてときのこゑがよく賣れるや。

然り、酒場、カフェー等のみにても甚だ多くのときのこゑが賣捌かる、或都邑にては規則正しく酒場を訪ぬ、中には酒場の主人又は其酒客にてときのこゑを求むる者少なからず。

(十七) ときのこゑに由て何か善事が爲されたりや

殆ど全世界を通じ、救世軍の各小隊に於てときのこゑによりて目醒しき、悔改者を生じたること枚擧に暇あらず、其改心者の或者は既に地上に於て聖き生涯を送り、神と同胞の救の爲に働らき、信仰を持ちて勝利の最後を遂げ、今は天國にあり、又或者は現に我等の間にありて戦を偕にせり。恐らくときのこゑの如く多数の罪人を基督に導きたる新聞紙は他に類なかるべし。

(十八) 「全世界」は救世軍以外に評判よきか。

然り、現今の宣教雜誌中、最も興味あり、又最も巧みに編輯せられたるものこの名聲を得たり。

(十九) 「社會公報」も亦歡迎されたりや。

是亦莫大の發行高を有す。此に由て其勢力と價値とを知り得べし。「社會公報」には救世軍に於ける種々なる慈善救濟事業を紹介し、其進歩を報告し、又種々なる方法を以て社會改良事業の維持と發展とを説けり。而して其記事は多くの外部の人々に閲讀

せらる。

(十一) 「少年兵」は有益なりや。

救世軍の出版物中「少年兵」に優りて廣く一般に讀まれ、又其讀者に珍重せられ居るもの恐らくなかるべし。從て其發行部數は極めて大なり。

(十二) 「救濟者」は廣く普及せりや。

然り、「救濟者」は、救世軍人及軍友間に廣く普及せり、救世軍の有ゆる慈善救濟事業、殊に婦人の爲の事業は此に報導せられたり。

(十三) 「戦士」の將來は如何。

救世軍中に於ける青年の讀物として、發刊せられたり、而して漸次益々其價値を高めつゝあり。

(十四) 「樂隊及唱歌隊員並に下士官」「救世樂人」及び「樂隊月報」は如何。

此等は何れも救世軍の事業の音樂方面と且又其責任とに就て、樂隊員及唱歌隊員を教育する上に著しき効果を認めらる。

(廿四)日本の救世軍には、目下如何なる定期刊行物ありや。

日本救世軍の定期刊行物は目下左の如し。但し漸次「少年兵」其他をも發行するに至る計畫なり。

「少年兵」

毎月二回一日十五日發行

「士官雜誌」

毎月一回發行

(廿五)日本のときのころは多くの發行部數を有するや。

然り、基督教の新聞雜誌中最大の發行部數を有す。而して之に由て罪人を悔改に導き、聖徒を聖潔と戦争的の宗教に入らしめたるも亦、他に多く其類を見ず。

第十四章 内 國 本 營

(一)内國本營とは何か。

内國本營とは、日本に於ける救世軍の事業を指揮統轄する中央部をいふ。

(二)内國本營は何處にありや。

東京市京橋區銀座二丁目十一番地にあり。

(三)内國本營の長官は誰か。

救世軍日本司令官なり。

(四)日本司令官の職責は何か。

日本司令官の職責は重要にして且多方面に亘れり。例へば

(イ)日本司令官は軍令軍律の規定する處に従ひ、日本に於ける救世軍の監督統御に任じ、且大將に對し之が成功の責任を負ふ。

(ロ)同軍に於ける總ての戰場士官と、一部の參謀士官とに關する任免を行ふ。

(ハ)司令官は又毎年二回親しく中隊長と其軍務とを檢閲す。

(ニ)司令官は心靈的及財政の兩方面に於て各中隊の事業を精査せざる可らず。

(ホ)司令官は全國を通じ、軍紀の振肅を圖るの責任あり、從て必要に應じ軍法會議を召集するものとす。

(ヘ)司令官は少年軍の戦争に關し、其成功に必要な士官と資金とを供給するの責

任を有す。

(ト)司令官は其全國の財産及建物に關し、又凡て金錢を要する一切の事業に關して責任を負ふ。

(チ)司令官は其部下に屬する統ての士官の婚約並に結婚に關する裁可を與ふるの責任を有す。

(五)内國本營の幹部を成せる士官と其職責とは何か。

内國本營幹部の主なる士官は左の如し。

(イ)書記長官

(ロ)戰場書記官

(ハ)財産書記官

(ニ)少年軍書記官其他

(六)此等の士官の職責を述べよ。

(イ)書記長官は司令官を輔けて、全國の監督を行ひ統ての通信を管理し、且司令官の指揮に従ひて多量の事務を處理す、而して司令官が内國本營に在らざる際は其代理を行ふものとす。即ち書記長官は次席司令官と稱することを得べし。

(ロ)戰場書記官は戰場士官を監督保護するの職責を有す。

(ハ)財産書記官は日本救世軍の使用せる土地、建物、器物等、關する軍務を處理す、

(ニ)少年軍書記官は全國に於ける少年軍の各方面に關して責任を負ふ。

(七)内國本營は如何にして支持せらるるや。

(イ)全國の收入の一部により。

(ロ)克己週間の資金より萬國本營の下賜する處により。

(ハ)毎年全國にて行はるゝ、感謝祭集金の一部による。感謝祭の收入は純然之を營みたる地方及び其一國の爲に用ひらるゝものにして、世界的のものにあらず。

(八)内國本營は如何に此金錢を費消するや。

(イ)内國本營その者の一般經營と、又特に之に従事せる士官の手當を拂ふ爲。

(ロ)士官養成の爲。

(ハ)全國に於ける中隊、小隊其他の事業の中、收支償はざるものゝ爲に補助を與へ且有ゆる手段を巡らして戰爭を突き進むる爲。

(二) 一定の標準に従ひ戦場士官の被服料及び休養費を補助する爲に用ゐらる。

第十五章 中 隊 長

(一) 中隊長とは何か。

中隊長とは、若干個の小隊より成る中隊を指揮統率する爲に置かれたる士官を云ふ。

(二) 中隊長は誰に對して責任を負ふや。

中隊長は其中隊の戦争を擴張發展せしむる爲に、内國本營に對して責任を負ふ。

(三) 中隊長の主なる責任は何か。

中隊長は主に部下の戦場士官の健康、幸福、並に有用に關して責任を負ふ、中隊長は又會館、士官宅其他凡て救世軍の建築物に就て責任を負ふ。

(四) 中隊長には尙ほ其他の責任ありや。

然り、中隊長は其中隊の戦争が、有ゆる方面に於て内に於ては益々堅實に、外に於ては益々其戦線を擴張せん爲、斷ず注意を怠る可らざるものとす。

(五) 中隊長は屢々各小隊を巡回すべきものなるか。

中隊長は事情の許す限り、屢々各小隊を訪問せざる可らず、其都度集會を營むか否かに拘らず、兎に角士官にあひ、其健康を偵ね其他凡て其働きの成功に關係ある一切の事柄に注意を拂はざる可らざるものとす。

(六) 中隊長は其際一般の檢閲を行ふや。

中隊長は少く共年二回小隊帳簿の檢閲を行はざる可らず、而して事情の許す限り書記、會計、曹長及び少年軍曹長を始め、必要と認むる其他の下士官に會見すべきものとす。

(七) 中隊長は何回位集會を司るべき定めなりや。

中隊長は週末には必ず集會を司るべく、平日も亦出来る丈多くの集會を營むべきの定め也、同時に少年軍にも注意を怠らず、少年軍曹長に會見し又機會ある毎に子供にも話を爲すべし。

(八) 中隊長は補佐を有するや。

然り、中隊會計と中隊少年軍書記とを有す、而して必要なる場合には事務を助くる爲に中隊副官をも設くることあり。

(九) 中隊長と其幕僚とは如何にして其手當を受くるや。

(イ) 其中隊に屬する各小隊の收入及び、克己週間感謝祭の集金より、各其一割を納附金として收得す。

(ロ) 別に特別寄附金並に集金によりて支持せらる。

第十六章 戰場士官

(一) 戰場士官とは何か。

小隊の受持士官なり。

(二) 小隊長は常に「必大尉」の稱號を擔ふものなりや。

否、中尉なることもあり、又大尉、若くは少校、或は中校、又時には其以上の階級を擔ふ士官が、小隊長となることあり。

(三) 小隊長の職責は何か。

(イ) 小隊長は罪人の救と、兵士の運用とに於て、最大の成功を收むる様、其小隊の總ての働きを統轄せざる可らず。

(ロ) 小隊長は下士官に關し、又彼等をして最もよく其職分を果さしむる様管督指揮の責任を有す。

(ハ) 小隊長は統ての集會を自ら指揮し、若くは然るべき權威を授けられたる士官又は下士官に由て其集會が營まる、様取計らふべきものとす。

(ニ) 小隊長は小隊の財政に關して責任を負ふ。即ち會計と書記とが主として此方面の責任を負ふものなりと雖、同時に之は毫も其財政が「軍令及軍律」の規定に従つて運轉せらるべきことに關する小隊長の責任を軽くするものに非ず。

(ホ) 小隊長は又左の責任を有す。

一、少年軍の戰爭を有効に經營する事。

二、「とき」の聲」其他の出版物の賣捌。

- 三、克己週間、感謝祭及其他の特別運動の成功、
- 四、下士官の人選、任命及教育、
- 五、將來救世軍の士官となるべき候補生志願者の募集と、又此が小隊にある間、及ぶ限りの養成を與ふる事、
- 六、其小隊に於ける有ゆる兵士、準兵士を保護し、又之をして神の爲に戦はしむる様助けを與ふる事、
- 七、小隊の總ての働きを、軍令軍律に準據して經營する事、

(四) 戰場士官の地位は重要なものに非るか。

然り、戰場士官は其置かれたる地位に由て、部下に對し、他の何人にも勝りて顯著なる立場にあるものとす、即ち彼は其部下に對し、神の全權大使若くは代表者たり、彼は又彼等の長官にして、兄弟及朋友を兼ねたるもの也、彼等の眼は斷ず彼の上には注がる、彼等は彼を目して、彼等が精密に模寫すべく定められたる。手本、又は常に是非共隨從せざる可らざる指導者と考ふるものなり。

(五) 然らば戰場士官は其接觸する總ての人々に對し模範たるに適はしき様努むべきものならずや。

疑もなく然り、彼はまづ潔められて居らざるべからず、彼は又軍人の精神を有し、滅ぶる靈魂に對する側隱の念に溢れ、又常に彼が其全軍を指導經營するの力は多く彼の智能によるものなることを、記憶せざるべからず。智識は力あり、而して彼が正しき種類の智識を獲得すればする程それ丈彼が救靈者として、又主動者として力量も亦増大せらるゝものとす。

第十七章 戰場士官の困難

- (一) 士官の休養に關する救世軍の規定は何か。
- 戰場士官は毎年一回必二週間の休養を取らざるべからず。
- (二) 此規則は各國を通じて適用せらるべきものなりや。

(三)病氣に罹りたる戰場士官の爲には、充分の注意を拂へりや。
然り、病氣に罹りたる士官の屬する中隊の中隊長は左の事柄を行ふ様命令せられたり。

(イ)即刻、果して彼等が凡て必要な助力を受け居るや否やを確かむる事。

(ロ)彼等が其職務を行ふことを得ざる場合には、其責任を解き、又看護の手配りをも行ふべき事。

(ハ)恢復後は適當なる保養を行ふ様手配する事。

(四)保養を要するにも拘らず、自己の知人の許に行くを能はざる士官の爲には、何か特別の準備を設けありや。

然り、幾つかの軍國には、士官の保養を目的として建てられたる休養所の設備あり。

(五)休養所は何れも適當の位地に設けられ、又周到なる注意を以て經營せらるゝや。

然り、凡て士官の必要に應じ得る様撰擇せられ、又此處にて保養する者の慰安と、幸福と、健康とを増進する爲、及ぶ限りの力を效せり。

(六)士官は萬一救世軍を退くことある場合にも、親切公平の取扱を受くるものなりや。然り、假りに其退軍の理由が、利己的なる動機による時にも尙、常に親切、公平に取扱はるゝものとす。

(七)然れ共假に自身の悪行の結果、退軍の止むなきに至りたる場合、若くは彼等が救世軍に害を加へんとしたる如き場合には如何。

士官が萬一自身の悪き行爲の爲に退軍する場合にも尙、救世軍は其悪事を發表せず。又假に退軍士官が、無根の悪評を流布して、救世軍を中傷せんとしたる場合にも、我等は彼等を神と彼等自身の良心とに委ね、甘んじて之を受くるものとす。

(八)救世軍を退きたる士官は、大抵後日に至りて其行爲を悔改め、赦罪を希望するに至るや。

然り、退軍士官は屢々其退軍の非を認めて之を告白し、救世軍に向ひて其罪の赦しと、又再び受け入れられんことを求むるものなり。

(九)而して彼等は時に改めて採用せらるゝや。

然り、屢々然ることあり。

(十)之に由て士官が學ぶ教訓は何か。

士官が過去に於て退軍したる士官の經驗に由て學ぶべき教訓は、彼等が決して輕々しく退軍す可らざること、若も愈々退軍せんとする場合には、確に其が間違にあらす。而して其退軍の理由として述ぶる處が眞實にてあるべく、從來の經驗に鑑み、審判の日の光に照されても、決して悔ゆる處なきものなることを確めたる上ならざる可らずといふことなり。

(十一)士官が當然退軍して差支なき合理的の事情ありや。

士官が退軍する様誘はるゝ時は、此問題に就て「軍令軍律」「戰場士官」の卷に記されたる處を熟讀すべきものとす。然れ共時としては退軍するも差支なき事情なきにしも非ず。例へば

(イ)士官の健康が其働きに堪えざる時。

(ロ)士官の妻又は夫の健康が、根本的に傷けられたる場合。

(ハ)士官が到底士官としては無能にして、且寧ろ兵士として盡したる方、尙有効なる奉事を献げ得べきことが確められたる場合、但し此の場合士官は其退軍の志を定むる前、必其上官と相談すべきものとす。

(十二)救世軍の兵士は士官となる爲に犠牲を拂ふべきものなりや。

然り、其行爲が王の王なる神に事へ、不死の靈魂を地獄より救ひ、又決して朽つることなき榮の冠を天國にて授けらる爲に、此世の慰藉、朋友及骨肉の情を犠牲に供する所以なりと信せらるゝ場合には、之を爲したる者尠からず。

(十三)士官は此世に於ける立身出世の機會が提供せられたる時に於ても尙、其忠實をかへざるや。

然り、多くの士官は有ゆる好餌を以て、救世軍を離るゝ様誘はれたり。實際士官となりたる者にして、例へば、若も救世軍を離るゝならばより多くの收入、骨を折れぬ仕事、より多くの世俗的利益等を與へんといふ如く、此世としては遂に立身出世を遂げ得ることの誘惑に罹らざりし者は極めて稀なり。

(十四)制服に關する救世軍の規則は如何。

(イ)士官は皆軍律規定の制服を着用せざる可らず。

(ロ)下士官は總て其職務を行ふ場合には、必制服を着用すべきものとす。而して事情の許す限り、其毎日の働き場に於ても、制服若くは何等かの徽章を着用するは最も望ましきことなり。

第十八章 戰場士官と其の小隊

(一)戰場士官の任命、昇級、並に轉任は如何にして行はるゝや。

戰場士官の任命、昇級、並に轉任の規定は次の如し

(イ)各中隊長は、轉任せしめて然るべしと思ふ士官及び小隊の表を作り、且又其士官の赴任すべき場所の腹案を定めて、之を内國本營に提出するものとす。

(ロ)戰場書記官は中隊長と會同し、中隊長より提出したる轉任表に従ひて、合議の上之を決定す。

(ハ)司令官は凡ての最も重要なる小隊に就て、自身監督を行ひ、特に經驗あり、成功ある士官を擇びて之を経営せしむる様、注意を怠らざるものとす。

(ニ)士官が一つの小隊に留る期間は凡そ幾何か。

戰場士官の任期は、士官の事情、普に士官の力量に従ひて種々の相異あり即ち時は六ヶ月、時には八ヶ月にして轉任を見ることがあり。然れ共士官が其小隊に於て成功し、次第に發展の機運にある場合には、一ケ年若くは其以上に亘ること亦稀なりとせす。

(三)戰場士官は其小隊の成功と、凡て其事業の進歩に就て責任を負ふものなりや。

然り、戰場士官は其小隊の全運動を統轄し、其繁榮と忠義とに關し、又兵士をして軍令軍律を遵守せしむる爲、自ら責任を負ふべきものとす。

(四)戰場士官は尙他に責任を負へりや。

然り、士官は常に其小隊の指揮統御に關して責任を負へるのみならず、進て其任命せられたる町村に於て未だ救を受けざる凡ゆる男女老幼の靈魂の救に對して責任を

負ふべきものごとす。

(五)救世軍は戰場士官が斷ず自ら進歩向上せん爲に努力すべきことを要むるや。

然り、救世軍は統ての方面に於て士官の進歩を要求せり、此世に眞の靜止なるものあること能はず、神の御旨は凡て其民が、斷ず進歩するにあるが如し。救世軍も決して其類に漏るゝものに非ず。而して其教訓は甚だ明確に教へられたり。

(六)戰場士官は特に如何なる方面に於て、彼自身の向上を圖る爲に、與へられたる便宜を悉く利用すべしと教へられたりや。

(イ)健康の理法に従ひて肉體の發育を圖る事。

(ロ)性來の力量を磨き、且其事業に關係あるありとあらゆる智識を吸収することに
よりて、智能を啓發すべき事。

(ハ)力を盡して神の道を學び、又有ゆる方法を用ひて、神を愛し、之に従ひ、又
これ交ること由て、其靈魂を養ふべき事。

(ニ)戰場士官が其任命を受けたる後にも、尙特殊の養成を受くるの機關あり。

第十九章 戰場士官と其の中隊長

(一)戰場士官は其の中隊長に對し、如何なる態度をとるべきか。

戰場士官は神が大將に由て、中隊長に與へ給ひたる地位に對し、相當の愛と尊敬とを以て、之に對せざる可らず、即ち戰場士官又は其小隊に關する中隊長の希望を諒解し、全力を盡して之が實現に勉むべきものなり。

(二)軍律には、右の他、戰場士官にして如何なる義務が制定せられたりや。

(イ)士官は軍律規定の報告を、其中隊長に送附せざる可らず。

(ロ)士官は又書信其他によりて、凡て其小隊に關係ある重要事件を、中隊長に通知せざる可らず。

(ハ)中隊長の檢閲に際し、士官は其小隊の現狀並に進歩に就て、眞實なる報告を爲す様注意せざる可らず。

(三)戰場士官が疾病若くは、困難に遭遇したる際には如何に爲すべきものなりや。

士官が疾病若くは、特に著しき困難試験例へば衣食に缺乏を訴へ、又は特別なる誘惑に遭遇したる際には、直に其由を中隊長に通知せざる可らず。

(四) 然らば中隊長は其部下の戰場士官に對し恰も、父の如き役目を帯ぶるものなるか。

然り、中隊長は部下の士官に對して、斯の如き立場にある機命令せられたり、然れ共、若も士官が兼て其事情若くは缺乏に就て、中隊長に其真相を打明けざるならば、中隊長としても到底眞に其役目を果すこと能はざること勿論なり、

第二十章 戰場士官と其の手當

(一) 戰場士官には幾何の手當が仕給せらるゝか。

戰場士官の手當は、毎週小隊に於ける總ての他の支出を仕拂たる上にて、兼て本營の發布せる標準により仕給せらるゝもの也。

(二) 戰場士官は家賃を受くるや。

戰場士官は手當の外、家賃の支給と、及び軍律の規定に従ひ、小隊に於ける出版物賣捌純益の一部を受くるの定めなり。

(三) 戰場士官の手當は誰が之を仕拂ふや。

戰場士官の手當を仕拂ふは其小隊の會計が負へる責任あり。

(四) 戰場士官は常に軍律に規定せられたる手當の金額を受くるや。

否、常にといふこと能はず但普通士官に是非共無くてならぬ金額丈には事缺かざるの備へあり。而して必要なる場合に於ては、中隊長は内國本營が定むる所の基準に従ひ、中隊資金の中より下賜金を授ることに由りて其不足を補へり。又多くの場合士官が他に轉任し行く際、特別なる催を行ふことによりて其缺損を補充することあり。

(五) 多くの士官が大なる困難に遭遇するとは事實なりや。

多く士官が主と靈魂の救との爲に、屢々若干の窮乏に遭遇することは眞なり。耶穌基督は必斯る事あるべきを豫言し給へり。主は己に克たずしては、其足跡を辿る能はざるべきことを明らかに告げ給へり。即ち其民が己自身の慰安と利益とに逆ひて行

ふべきことを教へ給へるなり。而して總ての士官は、最初自らを事業に献ぐるに當り克己の生涯を愛し、甘じて之を迎ふべきことを告白したるもの也、彼等、靈魂を求むるものにして金錢を求むる者に非ず。

(六)然れども士官が食物さへも得るに由なく、又其他生活に缺く可らざる需要をも供給されざるは事實なりや。

或場合に士官は甚だ粗末なる衣食を以て支へられ、又其をすら充分には攝取せざりしとあり、然れども此の如きは何れも、彼等が自ら求めて斯く爲せるか、若くは自身の過誤よりて、此に至りしものなり。語をかへていへば、或者は其主の爲に艱み苦しむとを望み、不足を訴ふるよりは寧ろ自ら其苦難を喜ぶが爲に之を爲し。又或者は士官が斯の如き状況にある場合には、是非其之に助を與へざる可らざる中隊長に其事實を報告することを怠りたるが爲也。

(七)然し此等の艱苦は、屢々士官自身の不忠實の結果として來るものに非るか。

然り、救世軍に於ては若も士官が眞に神と、人々の靈魂とを愛し、且つ軍人の福祉

求むるものにして、其愛を事實に現はすに於ては、斯る士官をして極度の窮乏に遭遇せしむるが如き小隊は一も是あるとなし。假令小隊の財政が極めて不如意なる場合と雖も必要だけのものは與へられてある也。

(八)戰場士官は其小隊より、若くは、救世軍の事業を通じて交際を結びたる人々より寄贈金品を受くるは禁ぜられたりや。

然り、兼て軍律規定の金額に相當せる手當を受取りて居らず、此が補充を行ふ爲の外、士官は其階級地位の如何に拘らず、何等の寄贈をも受く可らざるものとせられたり、士官は自己の爲にもあれ、其家族の爲にもあれ、自己の利益を求め、若くは私利を營む爲に、其地位を利用す可らざるものなりとす。

第二十一章 小隊長と其の副官

(一)小隊長は其副官の福祉に就て責任を有するや。

確に然り、小隊長は其副官に對し、何事に於ても其兄弟の役をつとむべきもの也。

(二) 小隊長は如何にして之を爲すべきか。

(イ) 小隊長は先づ副官の心靈状態に注意すべし、而して其個人的の経験に就て懇ろに尋ね、過失ある時は之を矯し、副官と二人切にて祈り又は聖書を讀むことによりて、神に對する愛と奉事の精神を注入、獎勵することに由て其進歩を助くべきものとす。

(ロ) 小隊長は副官の私生涯と其習慣とが、神の御要求並びに彼自身が公けに告白する處と、矛盾せざる様、注意を怠る可らず。

(ハ) 小隊長は又副官の働きに關する軍律を教へ、且彼が悉く之を實行する様監督すべきものとす。

(ニ) 小隊長は又副官の智能を發達せしむる爲に、力の及ぶ限りを行ふべし。

(ホ) 小隊長は副官をして、決して退軍する様の恐れなき、血と火の救世軍人に仕立てざる可らず。

(三) 副官が小隊長に對し、又自分自身に對して有する責任は何々か。

副官は全力を盡して、小隊長に於ける救靈其他の事業に關し、其小隊長を輔佐せざる可らず。即ち

(イ) 副官は弟妹の愛と尊敬とを以て其小隊長に接し人々の前に小隊長の權威を支持し、其不在の席に於て小隊長の惡評を口にする如きことを何人にも許す可らず。又常に總て小隊長の命令に對して快く服従すべきものとす。

(ロ) 殊に少年軍の事業に心を傾け、出來得る限りの助けを少年軍曹長に與へざる可らず。

(ハ) 副官は又兵士並びに新しき改心者、若くは病人の訪問に於て小隊長を助くべし。副官は又閑聲其他の刊行物の賣捌に心を用ふべし。

(ニ) 自己に關係ある統ての軍令軍律を實行すべく、又將來救靈の戰爭に於て、一層高き地位を占むることを得る様、力の限り修養せざる可らざるものとす。

(四) 聯立小隊(サークル、コーア)の場合に於ける、副官の責任は、少しく之と異なるに非ずや。

然り、其責任を異にせり、(屯田小隊及分隊並に支隊の章を見よ)

(五)副官は小隊長の僕婢たるを許さるゝや。

否、副官は小隊長の働きを補佐せざる可らず、然れ共決して其僕婢には非ず。

(六)中尉が大尉に昇進するの道は如何。

中隊長は常に其働きに全力を打込み、且其進歩の見るべきものある中尉に注目を怠らす。而して大尉(小隊長)の必要ある場合、中隊長は大尉に推薦して然るべしと思ふ中尉の姓名を内閣本營に上申するものなり。而して若も本營が之を至當と認むる時は、大尉に任じて小隊長に補せらるゝの定めなり。

(七)男子の中尉は婚約を結ぶを許さるゝや。

否、昇任の推舉に預る迄待たざる可らず。男子が一個の婦人と婚約を結ばんとする際には、其體面上よりいふも、必先づ、之を嫁ることを得るの立場にあらざる可らず。而して中尉は結婚の許可を受くること能はざるもの也。

第二十二章 階級及稱號

(一)救世軍の士官及兵士は階級を有するか。

然り、階級を有す。

(二)其階級は大畧如何なるものか。

大將	參謀總長	少將	大佐	大佐補	中佐	少佐	大校
中校	少校	大尉	中尉	少尉	候補生		
候補生志願者	書記	會計	曹長	樂長	唱歌隊長	軍曹	組長
兵士	準兵士						

(三)同じ階級の士官は、皆同じ任務を果すや。

否、階級は同じと雖、或士官の任務は全然他の士官の任務と異なることあり、例へば中校が小隊長を勤むることあり、又或場合には中隊長を勤むることあり同じ少佐の階級にある者が、時には旅團長を勤め時には又書記長官の任に當る。少將に於ても此と

同じく、一國の司令官たることあり。又萬國本營にありて、萬國總務の如き任務を帯ぶることあり。

(四) 參謀士官と戰場士官の相違は如何。

戰場士官は小隊にて働らく士官をいひ、參謀士官とは、通常例へば時には五十乃至百の戰場士官を有する一旅團の統率に任ずる旅團長の場合の如く、他の幾人かの士官と其事業とを指揮監督するの責任を有す。

(五) 戰場士官は時に尙小隊の働らきに從事し居る間に參謀の階級に任ぜらるゝことあらざるや。

然り、戰場士官が長らく成功ある奉事を行へるの表彰として、其尙戰場の事業に於て、尙少校若しくは中校の階級に任ぜらるゝことあり。

(六) 士官は如何にして參謀に昇進するか。

中隊長は常に部下の戰場士官に就て、規則正しき報告を爲す。而して何人か神に對する献身と、其事業に對する成功とに於て、特に力あり、又勤勉克己及多能の諸徳

を備へたることを示せる者あらば、之を參謀階級に推薦するものとす。此際先づ一定の養成を受け、然る後司令官に由て昇進せしめらるゝものとす。

(七) 參謀士官の手當は如何にして仕拂はるゝや。

參謀士官の手當は、本營が定めたる標準に従ひ其爲に備へられたる、資金の中より仕拂はる。

(八) 各階級より昇進する士官は總て最高の地位に達する前、順次各々の階級を經過せざる可らざるか。

然り、中間の階級を抄略して、一時に昇級せしむること能はざるの定めなり。

(九) 軍中にありて最も地位低き兵士が、最高の地位に上るゝとあり得べきや。

然り、現在少將の任にある幾多の士官は何れも普通の兵士より、上り來りたるもの也、力量勇氣並に献身を有する兵士が、最高の地位に上るゝことを留むる何等の事物も是あらず。

第二十三章 士官の安全

(一) 救世軍士官は安心して其地位に止るを得るものなりや。

然り、士官は自身が救世軍士官たるに適はしき性格を保ち、又自己に定められたる職分を差支なく果し居る間は、引續きて其地位に止る上に、何等の疑懼を懐くの要なきもの也。

(二) 士官は單に上官より個人的の忌避を蒙りたるに由りて、其地位より逐はるゝとあり得るや。

斷じて否、士官は其相手が上官たるを將又他の何人たるに關せず、其人の辟見によりて放逐せらるゝものにあらず。

(三) 然れども假に士官が其上官より不當の待遇を受けたりと考ふる場合には、如何にすべきものなりや。

萬一士官が其上官より不當の待遇を受けたりと考ふる場合には、其不當を訴ふることを得、而して斯る場合に於ては、其事件に關する一切の事情が悉く闡明せらるる迄は、放逐の宣告を實行せられざるものとす。

(四) 到底成功の見込なき士官は退軍を求めらるゝことありや。

然り、一向其職分を果し能はざる士官は、暫く機會を與へて、公平なる試みを経たる後、而も到底見込なきに於ては退軍を求めらるゝことあり。何となれば救世軍は其任に堪えざる人々を指導者として支ふる能はざるを以てなり。斯の如き人々をして尙も士官の地位を保たしむることは、靈魂の救に非ずして其破滅を招き、神と人との前に大なる耻辱を齎らざる可らざる故也。

(五) 此事件に當る者は中隊長なりや。

然り、若も戰場士官が其働きに成功せざる時は、中隊長は、其士官を呼寄せて之と會談し、何故に成功せざるかに就て、本人をして充分其立場を説明し、又自分を辯護するの機會を持たべきものとす。

(六) 戰場士官は審問會議を請求するを得ざるや。

然り、戰場士官は、軍令軍律の規定する處に従ひ、慎重なる審議を遂ぐる爲、別に三人の他の士官より成る審問會議の開催を請求することを得。

(七) 審問會議の判決が不利なる時は、最早全く立場を明らかにするの望みなきか。
 審問會議の結果、其立場を明らかにすることを得ざる時は、尙司令官に上申することを得る司令官は其事件を精査し、若も前の會議が未だ充分精細且公平なりと認むること能はざる理由を發見する時は、更に再度の審議を命ずることを得。

(八) 退軍したる士官は如何様に取扱はるべきものなりや。

若も彼等が兵士なりとせば、續いて彼等を愛し、又彼等に既に士官の地位を離れて再び兵士となりたりと雖、救世軍は尙も彼等の家庭にして、其兵士は彼等の戰友又友人なることを、充分彼等に感せしめざる可らず。

(九) 然れ共彼等が兵士に非る場合は如何。

彼等が兵士に非ず、又救世軍を誹謗する如き場合と雖、尙彼等が再び正しき心に歸る迄其爲に祈らざる可らざるものとす。

第二十四章 少年軍

(一) 少年軍の目的は何か、

少年軍の目的は左の如し。

(イ) 救世軍の感化の下に來る少年及青年に、基督教の主義を教へ且つ救の智識を授くる事。

(ロ) 彼等に確實なる救の實驗を獲得せしむる事。

(ハ) 彼等を助けて正義の生活を營ましめ、且つ信仰に生長せしむる事。

(ニ) 彼等を教育訓練して耶穌と、及び他の少年、青年の幸福並に救の爲に生き且働かしむる事。

(ホ) 彼等に救世軍の戰爭に關する教育訓練を施し、聽て彼等を力量あり且つ信頼するに足る救世軍人として大人部に轉籍せしむるに足る者と爲す事。

(二) 以上の結果を齎らすには如何なる方法を用居るか。

(一) 嬰兒名簿の組織

(二) 日曜學校の事業

(三) 少年兵團

(四) 青年團

(三) 嬰兒名簿の目的は何か。

嬰兒名簿は少年部事業の自然にして且つ當然なる門出なり。而して左の目的を有す。

(イ) 最も幼少の時代より兒童を聖き基督教の感化の下に集むる事。

(ロ) 嬰兒を通じて家庭と小隊との間に強き同情の連鎖を形造り、又密接なる關係を

結ぶ事。

(ハ) 自然的に日曜學校の幼年科に實のあり且つ成績よき生徒を送り込む事。

(四) 如何なる兒童を嬰兒名簿に登録すべきや。

満四歳迄の兒童は誰にても其の両親の承諾を経て、嬰兒名簿に登録し得るものとす。

但し少く共士官、下士官、兵士、準兵士及び改心者の子女、並に日曜學校生徒の弟

妹にして、未だ日曜學校の生徒たるべき年齢に達せざる兒童は、悉くその手續を経

て嬰兒名簿に登録せらるべきものとす。

(五) 少年青年の爲に營まるゝ日曜日の集會は何々か。

總ての小隊に於て、日曜學校生徒並に將來生徒たらんとする少年青年の爲に、毎日

曜必ず規則正しく營まるべき二回の集會あり、午前の分は「救世軍問答」の集會と稱し、

午後の分は組會と稱へらる。

(六) 日曜學校にては如何なる事を教ふるや。

午前の集會にては、基督教の綱領と救世軍の教理とを、簡單なる問答體にて説明し

たる「救世軍問答」を授く。

午後の組會にては救世軍萬國組會學課を用ふ。

此は毎年發行せらるゝ甚だ有用なる書物にして、少年軍下士官及び組長の用に供す

る爲、種々なる聖書の學課につき、其の要領と、參考事項とを記載せり。

少年軍下士官及び組長は、毎日曜組會の終に會合し、次の日曜の組會學課の豫習を

行ふ、之を準備會と稱す。

(七) 決心日とは何か。

決心日とは毎年三ヶ月に一回、一定の日曜を擇びて、通常の組會を救靈會に轉じ、士官下士官も協力して、日曜學校に出席せる少年青年に明確なる耶穌基督の救を得せしむる爲、凡ゆる努力を試むることを云ふ。組會學課には常に決心日の爲に、適當なる話題を掲載せり。

(八)少年兵とは何か。

少年兵とは八歳乃至十五歳の救はれたる少年青年にして耶穌基督を信するによりて彼等が救を實驗せること、又凡ての悪しく且つ有害なる事を棄て、耶穌と救世軍の爲に生き且つ働らく様決心せることの宣言即ち少年兵の軍中の約束に署名し。且つ其の小隊に於ける救世軍の年若き兵士(又は一員)即ち少年兵として名簿に登録せられたる者を云ふ。

(九)少年兵の爲には如何なる集會が營まるや。

各小隊に於て少年兵及び他の救はれたる少年及び青年の爲に、毎月一回定期の集會を營む、此の集會に於て少年兵は證言を爲し、若くは、祈りをするを教へられ。

其の他一般の善良なる品行を爲し、又耶穌に事ふる爲、其の心靈的經驗及び實行を助力、獎勵せらるゝものなり。

(十)少年兵は幾歳にて小隊候補生若くは大部兵士となり得るや。

少年兵は滿十三歳にて小隊候補生となり、滿十五歳にて大部兵籍に編入せらるゝことを得。

(十一)青年團とは何か。

青年團は少年部と大部との連鎖を形造る爲に工夫せられたる少年軍の一方面にして。左の目的を有す。

(イ)何等かの形にて救世軍の感化の下に來る凡ての青年を救の實驗に入らしめ、又之を救世軍人たらしむる事。

(ロ)神と救世軍との爲に有用なる奉事を遂ぐる者たらしむる爲、彼等を訓練啓發する事。

(ハ)彼等の心靈的、智能的及び肉體的の向上發達に機會を與ふる事。

(二)凡ゆる方法を以て青年を助け、殊に必要な場合には、青年の爲に職業又は住所を見出して之に授くる事。

(十二)青年團に屬する者の爲に何等かの學課を授くることありや。

然り、聖書研究、救世軍の事業及び組織の解説、語學、音樂、簿記、タイプライタ、應急手當、救護法、水泳、運動法、その他凡て團員の進歩向上を助け又彼等が救世軍に於て有用なる奉事を献ぐる爲に必要な力量を授くることを得べし。

(十三)少年軍の事業中如何なる方面が青年團の名稱の下に来るや。

(一)救世義勇團 此は十一歳以上十八歳までの青年男子の爲に設けられたる組織にして、其の目的は左の如し。

(イ)健全にして有益なる運動法により青年の旺盛せる精力と元氣とを活用する方法を授くる事。

(ロ)青年に、眞實、公義及び愛他の精神の如き基督教の主義を理解し、増進し且つ實行するの助を興ふる事。

(ハ)青年を助けて、神と人類との爲に有益なる人命救助の種々なる方法並に其の他の有益なる奉事に關する實際的の智識と實驗とを得しむる事。

(ニ)小隊候補生團 此は將來救世軍に於て有効なる奉事を遂ぐる爲、特別の教育と訓練とを受くる少年兵及び大人部兵士の一團なり、而して此は少年軍の事業中にても特に重要な方面なるが、次章に於て尙ほ詳細に記述すべし。

(十四)青年團に關係ある集會は何々か。

軍律は毎週一回各小隊に於て夜の集會を青年團の爲に用ひざる可らざることを規定せり。即ち此の夜は會館に於て大人部の集會を營む可らず。而して受持士官は、義勇團、小隊候補生並に事業の發展に従ひて時々制定せらるべき青年團の他の方面の爲に定められたる集會の指揮に對して直接の責任を持つべきものとす。

(十五)各小隊に於ける少年軍の一般の利益と、働きと、而して發展とは、如何にして監督せられ、又斷ず進歩と秩序とを得らるゝや。

此は左記の方法によるものとす。

- (イ) 小隊長によりて毎月一回行はる、少年軍調査會、
- (ロ) 中隊長によりて營まる、三ヶ月一回の少年軍兵籍調査會。
- (ハ) 他の參謀士官に由て營まる、檢閲及び兵籍調査會。
- (十六) 少年軍兵籍調査會會員たる下士官は何々か。
- 少年軍兵籍調査會の會員たる下士官は左の如し。
- 少年軍曹長、少年軍會計、小隊候補生軍曹、義勇團分隊長、嬰兒軍曹、及び記録軍曹。

(十七) 小なる少年軍小隊にても差支なく之を經營する爲に必要な少年軍下士官數の最少限度は何々か。

少年軍曹長、嬰兒軍曹、記録軍曹及び少く共、二人の組長(他の少年軍下士官に就いては第三十章を見よ)、

(十八) 小隊に於ける少年軍の事業は如何にして支持せらるゝや。
主として左の財源による。

- (イ) 少年軍集會の献金
- (ロ) 日曜學校の彈藥金
- (ハ) 大小の特別集會
- (ニ) クリスマス其の他に於ける特別集會

(十九) 「親孝行デー」とは何か。

「親孝行デー」とは毎年一回、各小隊の少年軍事業に關し、左記の目的を以て、特に定められたる日曜日を云ふ。

- (イ) 少年青年に孝道を奨勵する事、
- (ロ) 少年青年を通して其の兩親に、又逆に兩親を通して兒童に接觸し且つ之に祝福を頒つ事。

(二十) 少年軍の成功と否とは如何にして判定せらるゝや。

- (イ) 少年軍の兵籍より大入部兵籍に編入したる轉籍の數。
- (ロ) 少年軍より大入部に編入せられたる者の心靈的實驗、力量並に救世軍氣質の程度。

(ハ) 各小隊に於ける全少年軍事業の組織と經營とに由て、少年青年が規則正しく出

席し且つ學課を了解する程度及び其の心靈状態。

(二十一) 少年軍の指導に主なる責任を有する少年軍下士官は何人なりや。

少年軍曹長は少年軍の凡ゆる方面(但し青年團に屬する方面を除く)の指導と成功とに關し小隊長に對して責任を負ふ。而して曹長は各種の軍曹並に組長の補佐を受くるものとす。

(二十二) 小隊長は其の小隊の少年軍に關して如何なる態度をとるべきか。

小隊長は救世軍の事業中甚だ重要な地位を占むる此の方面の軍状と及び其の進歩發展に對して、常に個人的、積極的にして且つ同情に富める興味を保たざる可らず。而して此の爲に必要なる心得左の如し。

(イ) 少年軍の事業に於て特に大切なる組織の點に斷ず慎重なる注意と考慮とを用ふべき事。

(ロ) 事情の許す限り總ての少年軍集會に出席すべく殊に日曜日の集會に於て然りとす。而して軍令及び軍律に従ひ、其の小隊の少年軍に於ける一々の而して又總ての

方面の經營と成功とに親しく責任を感すべき事。

(ハ) 其の小隊にて最も優良なる軍人の中より、適當なる男女を擇びて少年軍の下士官を任じ、而して彼等が其の責任を好み、了解し又忠實に實行し、聽て献身的にして力量ある少年軍下士官となる様之を指導、訓練並に教育すべき事。

第二十五章 小隊候補生團

(一) 小隊候補生團とは何か。

小隊候補生團とは救世軍にありて、將來有力なる奉事を遂ぐるに必要な資格を調ふる爲め、小隊に於て一定の學課と訓練とを受くる少年兵若くは大人部兵士の一團なり。

小隊候補生が、將來果して士官となるか、又は下士官として小隊に留るかは、主として彼等各自の進歩、周囲の事情、境遇、及び年齢による資格、健康、宗教、並に力量に由て定まるものとす。而して何れにもせよ小隊候補生團の團員は、皆將來救靈者

の榮ある生涯を送らんことを心懸くべく、小隊候補生團の活動は各小隊候補生にとりて、其の肉體、智能、並に心靈上の發達を遂ぐる助けとなるべきものなり。

(二) 小隊候補生となるには如何なる資格を要するか。

(イ) 年齢満十三歳以上、満二十歳迄の青年男女に限る。

(ロ) 少年兵若くは大人部の兵士として、二ヶ月を経過したるものならざる可らず。

(ハ) 小隊候補生の志願書に記載したる總ての質問に満足なる解答を爲し。且つ肉體智能、並に心靈の各方面に於て小隊候補生の責任を果すに必要な資格を備へたるものとして、小隊長の推薦ありたるものならざる可らず。

(三) 少年兵若くは大人部の兵士が、小隊候補生となる手續は如何。

(イ) 小隊候補生を志願する者は、必ず小隊長より公式の志願書を受けて、之に記入を行ひ、更に之を小隊長に返還せざる可らず。

(ロ) 小隊候補生より小隊長に返還したる志願書は必ず小隊長並に中隊長の意見を附記して、之を救世軍本營に送附せられざる可らず。而して之を採用するか否かは

本營の小隊候補生部會議に由て決定せらるべきものとす。

(ハ) 少年軍書記官より書面に認めたる公式の採用通知を受くる迄は、何人と雖も小隊候補生たること能はざるものとす。

小隊候補生が右の採用通知を受けたる時、小隊長は次の實習會に於て、其の任命式を營む様、直ちに準備を調ふべきものとす。

(ニ) 小隊候補生は毎年一月及び七月に開始せらるる養成期に間に合ふ様、採用せらるるものとす。従つて時期に遅れて來りたる志願者は、次回の養成期迄採用を延期せらるべし。但し採用前と雖、試み中の者として小隊候補生の養成會に出席することを得るものとす。

(四) 小隊候補生が實行を誓約する命令と責任とは何か。

(イ) 小隊候補生は其任務を行ふ時は、必ず、自己が小隊候補生團に屬することを現す爲め、正規の徽章を着用すべく、又出來る限り屢々正式の制服を着用すべきものとす。
(ロ) 「わが聲」其他救世軍の出版物を賣捌くべき事。

- (ハ) 軍律に従ひて上官の命令を遵奉すべき事。
- (ニ) 毎週の 小隊候補生養成會に出席し、且つ課目表に従ひて、毎週聖書並にその他の教科書を自習すべき事。
- (ホ) 小隊候補生は毎週記録に記入を行ひ、又規則正しく毎月の學課答案を認めて送る事。
- (ヘ) 嚴正禁酒禁煙を勵行する事。
- (ト) 事情の許す限り少年軍の戦争に於て何かの役目を引受け、規則正しく之を勉むる事。
- (五) 小隊候補生の受くる養成は如何なるものか。
- (イ) 野戰及び營内集會に出席して證言又は警告をなし、又は家庭集會を司會し、其他靈魂の救の爲に何れか一定の働きに従事する事。
- (ロ) 救世軍の定期刊行物を規則正しく賣捌く事。
- (ハ) 少年軍の日曜學校組會に於て一定の組を受持ち、又は一般に少年軍の戦争を手

傳ふ事。

- (ニ) 毎週の 小隊候補生養成會及び實習會並に小隊候補生の爲の特別集會に出席する事。
- (ホ) 小隊候補生の爲に定められたる聖書日課を日々熟讀研究する事。
- (ヘ) 毎月の學課答案を認めて之を送り、其の採點を受くる事。
- (六) 小隊候補生の養成は何人の責任なりや。
- 小隊候補生の養成會並に救靈實習會は、小隊長の直接責任なり。又力量ある下士官を擇びて、小隊候補生軍曹に任命し、士官を輔けて小隊候補生の保護並びに養成を行はしむる事を得。
- (七) 小隊候補生の養成會に出席する資格ある者は誰々なりや。
- (イ) 士官候補生志願者
- (ロ) 小隊候補生
- (ハ) 近々小隊候補生若くは士官候補生たるべき準備中のもの。

八) 小隊候補生の修得する學課は何々か。

(イ) A、B、C、D、E、F、の六學期に分ち、各六ヶ月を以て一學期とし、滿三年を以て全部を修得すべき學課教案を制定せり。

(ロ) 學課票には何れも、課目表を添へ、之に六ヶ月に亘りて、毎週學ぶべき一定の課程を記したり。

(ハ) 新たに採用せられたる小隊候補生は、其の採用せられたる時に行はれ居る學期の課程を學ばざる可らず。

(ニ) 各小隊候補生は毎月學課の答案を認めて之を本營に送るものとす。その學課問題は其月中に學びたる聖書並に、その他の教科書の中より撰びたるもの也。

(九) 小隊候補生の答案は如何に取扱はるや。

小隊長は毎月々末迄に、其の小隊の小隊候補生が、小隊長を通し、或は直接本營に其の月の答案を送りたるや否やを確かむる責任あり、答案は少年軍部に於て係の士官が丁寧に考査し、誤謬を正し、然るべき點數を附して之を小隊に返送するものとす。

す。

(十) 修業證書は授けらるや。

新らしき學課票を送る毎に、前學期の修業證書を送る、之には主として前學期の學課成績を土臺として、左記の等級を附するものとす。

優等 一等 二等 及び三等

六學期全部を修了したる時は卒業證書を授與す。

(十一) 小隊候補生の學課票とは何か

小隊候補生の學課票は、六學期の各々の學課に關聯して調へられたるものにして左の諸項を含む。

(イ) 各學期の學課を土臺として撰擇したる毎月の學課問題

(ロ) 毎週の養成會と聯絡を保ちて定められたる聖書日課表

(ハ) 學課問題の解答及び學課票の使用法に關する詳細の説明

(ニ) 毎週小隊候補生の行ひたる小隊の働きを記入する爲めの記録

(十二) 小隊候補生が養成を受くる爲に必要なる書籍は何々か。

(イ) 聖書 (ロ) 聖書教科書 (ハ) 救世軍問答註解

(ニ) 軍令及軍律(兵士の巻) (ホ) 救世軍々制釋義

(十三) 中隊本部並に日本々營は、如何にして斷ず小隊候補生の進歩の狀況を知るを得るや。

(イ) 小隊に出陣する際、小隊候補生と會見することにより

(ロ) 小隊長が六ヶ月に一回、小隊候補生各個に關して送附する報告書による。即ち

小隊候補生各個に就て、一々其の心靈狀態、肉體の健康、小隊の働き、養成會に出

席するか否か、規則正しく學課答案を出すか否か、制服を着用するか否か等を報告

するもの也。

(十四) 小隊候補生は何時士官候補生を志願し得るや

小隊候補生は滿十七歳に達し、且つ士官たるに適はしき獻身の精神と力量とを有す

る時は、士官候補生を志願する事を得。

第二十六章 候補生志願者

(一) 候補生志願者とは何か

候補生志願者とは先づ神の御導きを祈り求め、其御旨を確かめたる上にて、其の召により救世軍の士官を志願する男女の兵士をいふ。

(二) 如何なる兵士にても士官となり得るや

兵士は皆士官を志願し得べし、然れど考査の上、適當と認められたる者のみ採用せらるゝ也。従つて士官を志願して採用せられざることありとも、それだけにては決して、恥辱にも不名譽にもあらざる也。

(三) 主として如何なる種類の兵士が採用せらるゝや

神々しき品性と、明らかなる實驗とを有し、聖き生涯を送り、靈魂を愛し、且又疲るゝことを知らざる勤勉の人たるべく、同時に良き健康を有し、救世軍の主義に忠實なると共に、將來力量ある主動者たるに適はしき才能を有する者ならざる可らず。

(四)兵士は如何なる順序を経て士官となるや

兵士は先づ「候補生志願者」となり、次で「準候補生」更に進で「候補生」となり、士官學校卒業後は、見習士官に任せられ、斯くて成績良好なる時は、愈々「本格的士官」に任せらるゝものとす。

(五)兵士は如何なる手續を経て、「候補生志願者」となるや。

士官候補生を志願する兵士は、其旨本營の候補生志願者係に申出で、候補生志願申込書を受くべし。本營は之に由て一應考査したる上、見込あらば更に正式の候補生志願書を送り、之に由て尙慎重なる考査を遂げたる結果採否を決定するものなり。

(六)候補生志願者は、採用せらるゝや否や、直ちに士官學校に入校するものなりや。

多くは然らず、通常採用決定後に於ても尙、適當と認めらるゝ期間は小隊に止りて兵士の任務を續くるものとす。而して其間「準候補生」の爲めに定められたる學課を修得すると同時に、實戦上の訓練を受くべきものなり。

(七)曾て候補生を志願して採用にならざりし兵士と雖再び志願するを得べきか。

然り、若も自ら尙士官となることか神の御旨なりと信するならば、勿論志願すべき也。本營は又時に明らかに拒絶する代りに、暫時延期したる上、再び改めて志願する様勧告することもあり。

(八)以上の規則は全世界を通じて、何處の志願者にも適用せらるべきか。

然り。

(九)且又候補生志願者養成の組織は、各國何れも同じきものなりや。

然り。

第二十七章 小 區

(一)小區とは何か。

小隊の所在地を若干の區域に分ち、之を小區と名く而して其中に居住せる總ての兵士を包括するもの也。

(二)小區の責任者は誰か。

小 區

小區毎に男女各一名の「小區軍曹」を置いて、其の責任者とする。

(三) 小區軍曹の責任は何々か。

(イ) 小區軍曹の、小區集會が小隊に由て經營せらるる場合には、小隊長の承認を経たる、一定の場所に於て、毎週一回自己の小區に屬する兵士と會合せざる可らず。
(ロ) 小區軍曹は其組の出席簿を所有して之に記入を行はざる可らず。而して此帳簿には又、兵士の病氣、墮落、轉居、其他小區の助けとなるべき種々なる記録を收むべきものとする。

(ハ) 小區軍曹は又、自己の受持てる兵士の中、病氣又は悲歎に艱まされ、若くは信仰が冷却したる者ある時、或は何れにしても神と救世軍との爲めに、特に注意すべき事情の下にある者あらば、直ちに之を訪問し、且何れもなく其の面倒を見るの責任あり。

(ニ) 小區軍曹は其の兵士の彈藥金を集めて之を會計に送らざる可らず。會計は之を開封して其合計を小區軍曹に通知すべきものとする。

(ホ) 小區軍曹は、小區内に生じたる改心者を訪問して其面倒を見、聽て彼等が救世軍の兵士となる様力の限りを盡して之を助けざる可らず。

(ヘ) 各小隊には「どきの聲軍曹」と稱する下士官あり。其責任は小區内に於て、「どきの聲」並びに其他の出版物を賣り、又購讀者の住所姓名を登録するにあり。

(四) 小區集會の次第は如何なるものか

小區集會に於て、兵士は何れも其心靈上の實驗を語り又は祈禱を爲すと共に、夫れ々々心靈上の指導を受くるものとする。

(五) 然らば小區集會の目的の一つは、總ての出席者が夫れ々々何かの役を勤めることにありや。

然り。何もせずに歸る者の一人もなき様、勉むべきものなり。從て萬事簡潔にして生命と靈火とに満ち、一同之に由て慰藉と奨勵とを受くる様にせざる可らず。席上數節の聖句を讀むの定めあり。但し如何なる題目にもあれ、決して長話を試む可らざるものとする。

(七) 未信者も亦小區の集會に出席して可なるや

然り。兵士は出来る限り屢々未信者若くは背信者を伴ひ來るべきものとす。而して斯る場合には何れも其人が救を受くる様祈り且つ信すべきものなり。

(七) 此等の小區集會を司會するとは、小區軍曹に限られたりや否。

(八) 小隊長は此に出席すべきや

然り。小隊長と副官とは、別々に順次何れかの小區に赴きて、其の集會を司るべく其の上にて一同、各小區の兵士を悉く一堂に集めて、聯合兵士會を營むべきものなり。

第二十八章 下士官

(一) 一箇の小隊に屬する下士官の種類を擧げよ

(イ) 大人部下士官

書記、會計、曹長、新兵軍曹、樂隊長、唱歌隊長、陣營軍曹、文書軍曹、小區文書軍曹、軍旗軍曹、樂隊軍曹、唱歌隊軍曹、小隊補助者軍曹、小隊軍曹。

(ロ) 少年軍部下士官

少年軍曹長、少年軍會計、小隊候補生軍曹、義勇團分隊長、一般軍曹、嬰兒軍曹、記録軍曹、訪問軍曹、日曜學校組長、義勇團班長。

樂隊員並に唱歌隊員は其の受持てる任務に對する辭令を有するものなるを以て、下士官の待遇を受くるの定めなり。

(二) 總ての小隊が悉く上記諸種の下士官を有するや

否。小隊に於ては、其必要なし、又或る場所にては之に任すべき人なかるべし。

(三) 小隊には如何なる下士官を備ふべきか

如何に小なる小隊と雖、少く共會計、曹長、少年軍曹長に一二の軍曹を有せざる可らず。

(四) 小隊長は下士官の任命に對して責任を有するや

然り。小隊長は何れも、必要なるだけの下士官を備へ。且又其人選當を得たると共に、然るべく之を訓練し、又正式に任命を行ふの責任を有す。

(五) 小隊長が其下士官の任務を變更し、若くは新たに下士官を任命せんとせば、如何なる手續をとるが正當なりや

先づ中隊長に申出づべく、其同意を得たる上にて、本人に其旨を告ぐべし。而して萬事差支なく進捗したる上にて、愈々正式に任命を行ふべき也。

(六) 此任命の手續は如何

下士官に擬せられたる兵士は、其受けんとする任務に關する軍律に服従すべき旨を認めたる約束書に署名捺印せざる可らず。而して此約束書と引換に、下士官として正式に任命されたる旨を認めたる辭令書の交附を受くるもの也。

(七) 此の如き辭令書の有効期間は幾何か

大人部兵籍調査會の議員(此の場合には滿三年以内を任期とす)ならざる下士官の任

期は毎年十二月卅一日を以て結了するものなり。

(八) 大人部兵籍調査會の議員たる下士官は何々か

書記、會計、曹長、新兵軍曹及び少年軍曹長にして。兵籍調査會は小隊長之を司會し副官も出席すべきものとす。

(九) 男女共に下士官たることを得るや

然り。

(十) 陣營軍曹とは何か

救世軍の建物即ち會館及び士官宅の面倒を見る爲に任命せられたる下士官也

(十一) 下士官の地位に關する特別の條件は何か

(イ) 既に軍中の約束に記名調印し、救世軍兵士の軍令及び軍律を遵奉し、又右の軍律と及び其任務に關する軍律とを力の限り喜んで實行する者に非ざれば、如何なる兵士と雖も、下士官となり、又は其地位に止ること能はざるものとす。

(ロ) 酒類又は煙草を賣り又は嗜用する者、其任務を行ふ時に制服を着用せざる者、

又は「どきの聲」を賣ることを厭ふ者は、下士官たることを得ず。

(ハ)士官又は兵士に對する貸金の返済を請求する爲め、法庭に訴へ出づる者は下士官の辭令書を保持することを得ず。

(ニ)負債ある兵士は下士官に任すること能はず。下士官は又無謀なる負債を造る可らざるものとす。

第二十九章 樂隊及び唱歌隊

(一)小隊に樂隊を組織する目的は何か

樂隊は小隊を助けて神の御軍を戦ひ、罪人の救と、兵士の聖潔とを進めん爲めにのみ存在するものなり。

(二)樂隊員は各自此目的を實現する爲めに努力すべきものなりや

樂隊員は凡て、其の音楽を以て救の事業を助けざる可らず。然らざれば遂に其の事業を妨碍するの結果に陥るべし。

(三)樂隊には如何なる種類の人物を要するや

樂隊員並びに唱歌隊員は凡て、善良にして信頼するに足る兵士にして。軍律規定の制服を着用し、如何なる場所にも、進で語り、歌ひ、又は祈る者なるべく而して豫め樂隊員の約束に記名調印し、本營より正規の辭令書を受領せざる可らず。

(四)樂器は誰のものなりや

樂器は凡て救世軍の所有に屬す。兵士は何れも之を受取る際、正規の約束書に記名調印すべきものとす。

即ち救靈の目的にのみ之を用ふべき事、救世軍の認可なき樂譜を奏せざる事、及び返附の命ありたる際には直ちに之を士官に引渡すべき事を約束するものとす。

(五)樂隊に對する小隊長の責任は何か

小隊長は樂隊をして、神々しく、熱心に、且つ聖きものたらしめ、而して眞に小隊の助けとなるものとする爲めに、全力を盡さざる可らず。乃ち其が爲め、

(イ)樂隊員が何れも正式に任命せられ、且つ各自軍令軍律を嚴守する様注意せざる

可らず。

(ロ)時を定めて之が會合を催し、彼等と共に祈り、彼等を勵まし、又温和と親切とを以て、彼等の弱點を指摘し、彼等をして小隊の繁榮を増進せしむる爲めに全力を盡す様勸告せざる可らず。

(ハ)小隊長は又樂隊と協同して、人々に新らしき曲を教へ。又此の目的の爲め規定の集會の後に、短き會合を營むべきものとす。

(ニ)樂隊員をして各自巧妙なる音樂を奏する爲めのみならず、小隊に成功を齎らす爲めの責任を感せしめざる可らず。

(六)樂長の責任は何か

個々の樂隊員を訓練して、完全に救世軍の音樂を奏し得るものたらしむべきものとす。

(七)救世軍は如何なる人を模範的の樂隊長と稱するか

模範的の樂隊長とは、部下の樂隊員をして常に喜んで集會に來らしむることを得

彼等を指導して、總ての働らきに於て神と救世軍とに、最も熱誠にして、献身的なるものたらしめ。其奏する所の曲譜には、何れも神の靈が注がれ。且又何ものにも越えて、部下の樂隊員と集まれる會衆との靈魂に注意を拂ふものをいふ。

(八)樂隊軍曹とは樂隊長を助けて、野戰を營み。又樂隊の心靈上に於ける福祉に注意を拂ふものならざるべからず。

(九)樂隊員は祭禮、祝會、若くは營利的又は政治的の示威運動に出席することを許されたりや

否。

(十)何故許されざるや

何となれば、救世軍の樂隊は、救世軍の士官と同様世俗的の快樂若くは世俗的の催しと、全然無關係なるものなれば也。

(十一)喫煙及び飲酒に關する救世軍の規則は如何
酒類又は煙草の類を賣捌き、又は嗜用せる者は、樂隊員たることを得ず。

(十二) 唱歌隊とは何か

唱歌隊とは野外及び屋内に於ける小隊の集會の爲めに、一層精練されたる唱歌を供給する爲めに組織せられたる兵士の一隊なり。

(十三) 唱歌隊員は如何なる人物ならざる可らざるか

唱歌隊員は皆善良にして信頼するに足る兵士にして又樂隊員の場合と同じく、定められたる軍律を勵行するものならざる可らず。

(十四) 唱歌隊の爲めに特別の軍令ありや

樂隊員の軍令は、總ての主要なる點に於て、唱歌隊員にも適用せらる。

(十五) 唱歌隊長の任務は樂隊長と相似たりや

然り。唱歌隊長は、恰も樂隊長が其隊員に樂器の吹奏を教ふると等しく、其隊員に聲樂の訓練を與ふ。且又隊員の心靈に關して有ゆる責任を負ふとに於ても亦同じ。

第三十章 士官會

(一) 士官會とは何か

士官會とは中隊長若しくは其以上の士官に由て召集、指揮せらるゝ救世軍士官のみの集會をいふ。

(二) 小隊長は悉く出席するや

通常其の中隊の士官全部、若しくは其の集會の場所に近き若干小隊の士官之に出席す

(三) 下士官も出席を許さるゝや

通常は許されず、下士官は特に中隊長の招待を受けたる特別の場合にのみ出席することを得。

(四) 士官會の舉行に就て尙詳細を語り得るか

(イ) 士官は凡て機會ある毎に之に出席すべく、又開會の時間に後れぬ様、少しく前に到着することを勉めざる可らず。

(ロ) 士官は前以て其の集會の上に神の恵を祈り求め且つ又開催中は、之に由て最上の益を受くる様勉めざる可らず。

(ハ)士官は特に必要なる場合、若くは何か新らしき計畫を發表する時には、自己の小隊の事業の爲めに戦友の祈禱を請ふべく、而して常に何か重要な出来事の起りたる時には、會衆に之を語り、又は何かの恵を受けたることに對しては感謝の祈禱に加はることを求むべきものとす。

(ニ)士官は試練、困難、又は強き誘惑を受け居る際には、自身の爲めに加禱を請ふべきものとす。而して若も誘はれて敵に敗れたる如き場合、殊に其の過誤が戦友の間に知れ渡り居る如き場合には、時に其の戦友の前に自己の罪を告白して其の面前にて罪の赦しを請ふことによりて益を受くることあるべし。

(ホ)士官は特に中隊長の注意を求めたき軍務上の問題ある時は、之と會見して指導を受くるの機會を求むべきものとす。

(五)士官會に就ては同じ組織が世界各國に行はれて居るや然り。

(六)大將自身重要なる士官大會を指揮せらるゝとありや

然り。大將は其の訪問せらるゝ各國に於て、特に士官大會を開かるゝことあり。參謀總長も亦同じ。

第三十一章 小隊の集會

(一)各小隊にては規則正しく集會が營まるゝや

然り。世界各國何れも同じ。

(二)集會の規定は誰が定むるや。

各小隊にて營まるべき集會と其時間とは、中隊長之を規定す。

(三)如何なる種類の集會が營まるゝや

通常日曜日には野戦及び營内の諸集會を催し。平日には少く共三夜を野戦及び營内集會に費す。別に兵士會、聖別會、小區集會、少年軍集會並に其他の諸集會を營む。

(四)戰場士官は其の小隊にて營まるゝ總ての集會に就て責任を有するや

然り。戰場士官は上官の出陣ある場合の外、總ての公開集會を司るの責任あり。

(五) 戰場士官は其の集會を變更し又は缺除するの權威を有するや

軍律規定の集會は、中隊長の許しなくして之を變更又は缺除す可らず。但し若も小隊長が他の種類の集會を營み、或は同じ集會を何か異りたる形にて營む方、よりよき結果を齎らすと信ずる場合には、之を中隊長に提議すべく、中隊長は之を認可するの權能を有す。

(六) 集會の執行に就ては何か一般の規定を設け得るや

然り。軍令及軍律、戰場士官の卷には、之に就て若干の指針を授けられたり。而して救世軍の集會は何れも左記の特色を有せざる可らず。

(イ) 時間勵行 豫告せられたる開會時間を嚴守すべき事。

(ロ) 元氣と生命と興味 とが横溢してあらざる可からず即ち之によりて神の力と靈とが人々の心に到達するものならざる可らざる也。

(ハ) 至誠眞實 出席者が何れも其處にて爲されたる總ての事の影に至誠眞實を認め得ざる可らず。

(ニ) 變化 軍歌にも、祈禱にも、勸話、警告にも、常に何等かの新らし味を存せざる可らず。即ち單調若くは千遍一律ならんとする傾向は、極力之を排斥すべきものとす。

(七) 救世軍は總ての士官に對して、其營む集會毎に、何か手應えある又永遠の善事を行ふを指すとの如何に大切なるかを高調せずや

疑もなく然り。靈魂の救と聖潔とが、有ゆる集會の目標ならざる可らず。救世軍にて營まる、總ての集會の主なる目的は此處にあり。而して士官も兵士も、此目的を達せずして満足するが如きことあるべからず。

第三十二章 小隊の財政

(一) 戰場士官は金錢の問題に就て多くの責任を有するや

然り、種々なる形にて金錢を取扱ふこと多し。

(二) 然らば金錢の價値を知り、戰爭の爲めに之を獲得する最上の方法を學ぶべきに非

すや
然り。それは極めて肝要なることなり。由て金銭問題に關する學課を、士官養成の一
項に加へたり。

(三) 戰場士官は其の財政に關して、祈り又信すべきものなりや

然り。士官は神の事業を經營する爲めに金銭を要す。又金銭なくして其事業を有効
に經營すること能はず。從て士官は神の國の擴張に資する他の方法に關して、祈
り且信すると同様、此の爲めに祈り且つ信せざる可らざる也。

(四) 小隊の收入は何々か

小隊の收入には左の如き項目あり。

(イ) 野戰及び營内集會の献金

(ロ) 軍人の彈藥金

(ハ) 感謝祭及び其他の示威運動

(ニ) 軍友の寄附金

(五) 小隊の支出は何々か

小隊の支出には左記の項目あり。

(イ) 會館及び士官宅の家賃と諸税金並に會館の燃料燈火及び掃除代

(ロ) 中隊納附金並に恩給費

(ハ) 士官の手當

(ニ) 其他の雜支出

(六) 彈藥金とは何か

彈藥金とは軍人各自が、集會の献金以外、小隊の維持の爲め、小區軍曹を通じて納
附する献金をいふ。而して彈藥袋と稱する小さき袋に入れて納むるもの也。

(七) 兵士は何れも彈藥金を拂ふべきものなりや

極めて特殊なる事情に由て妨げられざる限り、兵士は何れも彈藥金を支拂ふ義務あ
り。彈藥金は公開集會の献金が、兎角上下し易きと異り、其の小隊の最も確實なる收
入と認めらるべきもの也。

(八) 中隊納附金とは何か

中隊納附金とは小隊の収入の十分の一を中隊長に納附するものにして、中隊の經費に充つる定めなり。

(九) 上納金とは何か

集會の献金毎に一片(約四錢)を割きて、中隊長に納附するものにして、小隊の財産(土地建物)に關する支出に充つるもの也。

(十) 小隊支出の最も重要なものは何か。又何を最初に支出すべきや

家賃、諸税金、燃料等、一定の支出は士官の給與に先ちて支拂はれざる可らざるもの也。

(十一) 何故斯の如き規定ありや

士官をして負債を造らざらしむる爲也。此の規定の實行せらるゝ以前には、或士官は一方に全額の手當を受け乍ら、他の一方に於て家賃の滞り居たる如き事實も全く稀にはあらざりしなり。

(十二) 小隊の豫算表とは何か

小隊の豫算表とは來る一年間に於ける収出の豫算を試みたるもの也。

(十三) 豫算表は如何にして作成せらるゝや

(イ) 小隊長、會計、並に書記之を作成す。即ち前年の成績を參考し、之に其の年度に於ける諸般の事情を斟酌して組立つるもの也。

(ロ) 支出の超過を見たる場合には、小隊長は會計及び書記と共に、適當なる計畫を建てざる可らず。而して若し充分考慮を費したる後にも尙、責任の重きに過ぐるを感じたる場合には、其支出を削減するか、或は中隊長に申出で、其の助力と助言とを請ふべきものとす。

(十四) 小隊の負債に關する規定は何か

小隊は決して負債を有す可らざるものとす。

(十五) 如何にせば負債を避け得るや

小隊の豫算が充分注意深く實行せらるゝ所にては、極めて特殊の場合の外、毫も負

債を生ずるの憂なきもの也。

(十六) 小隊の財政の主なる責任は誰にありや

小隊長は其責任を避くること能はず。書記及び會計は小隊長を助けて責任を分擔し而して帳簿の整理と、現金の保管以外に、小隊長の重荷を軽くせざる可らず。

(十七) 小隊の財政を都合よく運轉する最上の方法如何

収入を得るの途は枚擧に暇あらず。然れ共通常彈藥金並に之に似たる一定の収入を整理増加し、特に度外の募金を行ふことを避くるを可とす。

第二十三章 屯田小隊、分隊及支隊

一、屯田小隊とは何か

屯田小隊とは士官の代りに下士官が其の小隊長たるとの外、實際上普通の小隊と變りなきものなり。而して屯田小隊の小隊長たる下士官は特務曹長の階級を授けられ、他の小隊に於けると同じく書記、會計、少年軍曹長其他の下士官に由て補佐せらるゝ

ものとす。

二、屯田小隊の小隊長は小隊より手當を受くるや

否、屯田小隊長たる特務曹長、若くは他の下士官は何れも何等の手當を受くることなく。即ち彼等の奉事は全然義勇的にして、又何等の報酬をも望むことなく、神と救世軍とに献げらるゝもの也。

三、屯田小隊長たる特務曹長は誰に對して責任を負へりや

屯田小隊長たる特務曹長は、其小隊が屬する所の中隊長に對し、小隊の集會標準、其他に準據して、大入部及少年軍の進歩發展に關し責任を負ふ。而して之に規定の報告書を送るべし、又其小隊及び小隊の事業に關し、何事に限らず中隊長の指導を受くるものとす。

四、分隊とは何か

(イ) 分隊とは何處かの小隊と聯絡なきには非ざるも、集會並に維持の責任に就ては全然獨立したる救世軍人の一團をいふ。而して分隊には大入部並に少年軍の双方を

備へざる可らず。

(ロ) 分隊に於ては分隊自身の記録を造り、本營と特別の取定めなき限り、小隊長を通じて、其報告を送るべきものとす。

五、支隊とは何か

(イ) 支隊とは其の維持に責任を有する小隊の力により。大人部又は少年軍若くは双方の爲に。規則正しく且屢々集會を營む一種の分隊なり。

(ロ) 支隊の事業は小隊の統計簿に記入せられ、小隊報告中支隊の爲に設けられたる相當欄に記して、中隊長に送附せらるべきものとす。

第三十四章 慈善救濟事業

(一) 救世軍の慈善救濟事業とは何か

救世軍の慈善救濟事業とは、不幸なる境遇若くは自己の不心得の爲めに零落したる結果、普通人の如く自ら助くるの力を缺き、若くは其意志を失ひたる人々の爲めに、

設けられたる事業をいふ。

(二) 救世軍が此の如き事業を營む目的は何か

救世軍は常に其等の氣の毒なる人々に、衣食住を供給して一時的の補助を行ふのみならず。進んで彼等を救ひ、其の悲惨なる事情より永久に離脱せしむるを以て目的とせり。

(三) 救世軍は如何なる方法を以て此の大なる變化を成就せんとするか

(イ) 彼等が零落の眞因なる罪の力より彼等を解き放ちて、更生の恵を受けしむることによる。即ち酒呑みをして酒嫌ひにし、盗人を正業につかしめ、汚れたる生涯にある者に足を洗はしめ、怠惰者をして稼ぎ人たらしむることによる。

(ロ) 困窮の原因が、極めて僅かなる一時的の補助の缺けたる所より來る如き者には適當の助力を與ふ。

(ハ) 自ら地位職業を見出し得ざる者の爲めに、職業を授くるにことよつて之を助く。

(四) 如何にして此等總ての之をなし得るや

- (ハ) 窮民の心に、自助獨立の精神を振起せしむる事。
- (ロ) 彼等を愛撫保護する事。
- (ハ) 彼等に職業を教へ、或は之に何等か自活の途を授くる事。
- (ニ) 彼等を耶穌基督の救に導く事。
- (ホ) 聖靈の力による事。

(五) 救世軍慈善救濟事業は如何にして開始せられたりや

救世軍は元來貧民弱者の現世より來世に亘る福祉を増進せんが爲めに生れ出でたるもの也。從て最初より此の種の事業に着手し居たりき。

(六) 婦人救濟事業は如何にして着手せられたりや

多年前、ホワイトチャペル街に住する一人の女兵士が、一夜街頭に彷徨せる賤業婦を己が家庭に引取りて世話したる所、漸く著しく感化の實をあげたるに力を得、更に今一人、復一人と、順次若干名の婦人を收容したりしが、何分にも獨力のごとて、遂に女兵士の夫より、自分一個の収入にては此上此等の婦人達を養ふ力なしと申出づ

るに至りたり。由て右の女兵士は本營に出頭して以上の顛末を述べ。本營は直ちに一戸の家屋を設けて、其の事業を繼續するに決せり。爾來逐次發展して、今日の盛況を見るに至りし也。

(七) 「最暗黒の英國」救濟事業の起源は何か

曾てライムハウス街に一戸の建物を設けて、無宿の窮民に、一夜の宿を供し、又最低の價格にて食物を給する道を講じたることあり。而して他にも若干大同小異の事業を營みたるが、何れも見ざるべきの成效を收めたる爲め、大將は此業を基礎として更に一層大仕掛けの計畫を記述し、「最暗黒の英國及び其救濟策」と題して世に發表せり。

(八) 此の計畫に就て尙詳細に説明せよ

「最暗黒の英國」救濟策は、左に掲ぐる種々の計畫を含むものなり。
 (イ) 市中の窮民を一定の事業部に收容して、其の差當りの必要を充し種々の勞働を與へて之を試み、而して彼等が自助の精神あるや否やを確かむる事。此の事業部を名けて「市中殖民地」と稱す。

(ロ)既に「市中殖民地」にて試験済みの者は、之を郊外の農場に送り、之に勞作又は農業の知識を與へて尙も將來自立の生活を營み得る救助を與ふる事。此の事業部を名けて「農業殖民地」と稱す。

(ハ)別に海外の殖民地にて、一定の土地を手に入れ「農業殖民地」に於て成績優良なる者を移住せしめ、尙も其の再生を完成せしむる事。

(ニ)前大將は以上の計畫を發表して天下の篤志家に訴へ、先づ試験的の創業費として、十萬磅(約百萬圓)更に之が維持及び擴張の爲め、年々三萬磅(三十萬圓)の寄附を募りたり。

(九)之に對し如何なる反響ありしか

其の反響は極めて美事なるものなりき。即ち社會は舉つて此の計畫に賛同し、數週ならずして十萬六千磅(約百〇六萬圓)の寄附金を得たり。

(十)前大將は次て何を爲したりや

直ちに「市中殖民地」を開設し。更にテームス河畔に地を下して「農業殖民地」を備へ

其他幾多の事業部、安宿等を設けたり。

(十一)現在英國にて經營せらるゝ主なる慈善救濟事業は何々か

其の主なるもの左の如し。

安料理店 深夜羹汁庖厨 授産場 職業紹介所

勞働寄宿舎、宿泊所(男子部及女子部)

旅館(男子部及女子部) 冤囚保護隊及び同保護所

勞作場及び農業殖民地 小農部落

移民部 妊婦保護所 深夜婦人救濟事業

産院 巡回産婆

育兒院 保育所

貧民窟事業、(巡回救護訪問を含む)

警察訪問 自殺防止事業

(十二)上記の事業部にて營まるゝ事業を説明せよ

甚だ複雑にして到底片々たる小冊子のよくする所に非ず。但し「慈善救濟事業年報」によりて、之を知ることを得べく特に萬國本營に照會するならば、喜で説明の勞を
ごるべし。

(十三) 慈善救濟事業は成功と認むべきや

然り。最高の豫期に超えたる大成功といふべし。事業の統計並に経過報告は、優に
之を證明せり。

(十四) 此の事業は兼て然るべき後援を受けたりや

否、前大將が其の創業に先ちて要求せる程にはゆかず。即最初毎年三萬磅を募集
したるも、曾て之に達したることなく、従て事業は經營不足の爲め、其完全なる發
達を妨げられたり。

(十五) 之は如何なる理由に基くや

一面に於ては既成の事業に對する公衆の無頓着にあり、又他の一面に於ては、救世
軍の他の事業が、多く自給し居れるにより、此の部の事業も又特に外部の補助を要せ

ずと思惟せる爲めなり。

(十六) 然らば慈善救濟事業は全然自給し居らざるか

自給し居らず。而して事業の性質と、取扱ふ人々の種類より考ふる時は、之をして
自給せしむるとの不可能なるを知るべし。

(十七) 前大將が最初に畫策せられたる通りの事業が、現在悉く行はれ居るや

否。經費不足の爲め、未だ其全部を完成するに至らず。例へば「海外殖民地」の如き
はまだ手に入り居らず。但し大仕掛の移民事業を營むことにより、英國の内地にては
職業を得ること能はざる者の爲め、海外に於て之を見出すことを力め、見るべきの成
功を收め居れり。

(十八) 大英國以外に於ても慈善救濟事業を營めりや

然り。救世軍が軍旗を翻へせる大抵の國々にて、既に此の種の事業を行へり。

(十九) 慈善救濟事業は英國以外の國にて賞讃を博し居るや

然り。寧ろ英國の内地に於けるよりも以上の厚遇を受けたり。總督、總理大臣、司

法官、牧師、市長、裁判官其他政府の當局者の口より屢々最高の讃辭を捧げられたり

(二十) 實際的の同情を受け居るや
種々なる形にて之を受く。而して其の發展の計畫に對しては、常に有力なる援助を受けたり。

(二十一) 如何なる方法にてか

(イ) 例へば初犯者其他特殊の犯罪人は、監獄に送る代りに之を救世軍に托し、之が改過遷善を助けしむ。

(ロ) 士官は自由に監獄を訪問することを許され、又囚人の間に働らく爲めに、凡ゆる機會を提せらる。

(ハ) 多くの政廳又は地方廳より、種々なる慈善救濟事業に對して、年金を支給せらる。

(廿二) 日本の救世軍が現在經營せる慈善救濟事業は何々なりや
日本の救世軍が現在經營せる慈善救濟事業の主なるものは左の如し。

救世軍勞作館(東京) 免囚保護及微罪不起訴釋放者保護

同 希望館(大阪) 同

同 東京婦人ホーム(東京) 婦人救濟及婦人免囚保護

同 大連婦人ホーム(大連) 婦人救濟

同 大連育兒ホーム 育兒及保育

同 勞働寄宿舎(東京) 勞働者寄宿及勞働紹介

同 箱舟屋(東京) 無料宿泊

同 病院(東京) 外來診療及巡回救護

同 療養所(東京) 結核患者療養

同 身上相談部(東京) 一般人事相談

同 婦人救濟部(東京) 娼妓自由廢業其他婦人救濟

同 警察監獄訪問及停車場出張部(東京)

同 下谷愛隣館(東京) 貧民窟駐屯事業

同 本所愛隣館(東京) 同

(廿三)日本の當局者は救世軍の慈善救済事業に對して實際的の同情を表するや
然り、機會ある毎に有ゆる好意を表せられ、又便宜を圖らるゝのみならず。年々多

額の補助金を交附せらる。

(廿四)日本救世軍の慈善救済事業が政府より受くる補助金は何々か

(イ)内務省は毎年二月十一日紀元節を以て慈善救済事業の爲助成金を下付せらる。

(ロ)免囚保護の爲に設立せられ、時の司法次官が其會長に任せらるゝ財團法人輔成會は、免囚保護事業即ち東京の勞作館、大阪の希望館、並に東京婦人ホームの女囚保護に對して奨勵金を交付せらる。

(ハ)東京府の御大典紀念賑恤資金よりは窮民救恤費其他の爲に奨勵金を交附せらる

第三十五章 士官養成

(一)士官の養成には如何なる設備ありや

候補生志願者は本營が考査の結果、適當と認められたる時は、士官學校に入學を許可せらる。

(二)士官學校にては如何なる教育を施すや

士官學校に於ける養成は、候補生をして將來士官としての生涯と事業とに必要なりと思惟せらるゝ所の資格を修得せしむるを目的とす。從て集會を營み、又は一般に小隊を経營する爲めの、最上の方式を教ふると同時に、聖書歴史、教理、軍律並に其他の題目に關する智識を授く。

(三)候補生は試験を受くるや

然り。養成の學年中數回一定の時を定めて、筆記之に口頭の試験を課せらる。

(四)候補生は何時士官として任命さるゝや

養成の學年終りたる時は、候補生は先づ「見習士官」として其の任命を受く。見習士官に任せられたる者は、更に本格の士官として辭令書を交附せらるゝに前ち、尙ほ一年間「見習學課」を課せらる。

大正六年五月十七日印刷
大正六年五月二十一日發行

發行人

東京市京橋區銀座二丁目十一番地
イー、ヴェー、デ、グループ

編輯人

東京市京橋區銀座二丁目十一番地
山室軍平

印刷人

東京市小石川區大塚窪町一番地
久保民生

發行所

東京市京橋區銀座二丁目十一番地
救世軍日本々營

印刷所

東京市京橋區弓町十三番地
千代田印刷株式會社

THE
WHY AND WHEREFORE

OF
THE SALVATION ARMY ORDERS AND
REGULATIONS.

Intended especially for the use of Corps Cadets, Candidates
for Officership, and Cadets in the Training School.



THE SALVATION ARMY HEADQUARTERS,
TOKYO, JAPAN.

1917

325
591

終

